

# 四国中央市男女共同参画計画



四国中央市



## はじめに

---

近年、少子高齢化や国際化の進展、人口減少問題等、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現が非常に大切な課題となっています。このような中、男性も女性もすべての人が、お互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会の形成を図る必要があります。

本市では、真の男女共同参画社会を希求するため、最高規範である自治基本条例において条項し、また総合計画においても、「人権の尊重と男女共同参画社会の実現」を施策のひとつに位置づけております。

このたび、本市における男女共同参画計画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、その指針となる四国中央市男女共同参画計画を策定いたしました。この計画により、市民の皆様一人ひとりが生き活きと輝き、お互いに支え合い、思いやり、誰もが心豊かで安心して暮すことのできるまちづくりこそが、本市の目指す男女共同参画社会の実現と考え、市民の皆様をはじめ、地域、企業、団体等との連携を深めながら、計画の推進を図ってまいりたいと存じます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご検討いただきました四国中央市男女共同参画計画検討委員会の皆様方をはじめ、ご協力をいただきました市民の皆様にご心から感謝とお礼を申し上げますとともに、この計画が市民の皆様と一体になって推進できますよう、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

四国中央市長 井原 巧

# 目次

<b>I 男女共同参画計画策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
<b>II 計画の基本的な考え方</b> .....	5
1 基本理念	5
2 基本目標	5
3 計画の体系	7
<b>III 計画の内容</b> .....	8
基本目標1 ともに認め合い、尊重し合う意識づくり .....	8
重点目標1 男女がともに認め合う意識の醸成	8
重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	11
重点目標3 人権を侵害する暴力の根絶	13
基本目標2 多様な生き方ができる社会環境づくり .....	19
重点目標1 男女がともに働きやすい職場環境づくり	19
重点目標2 男女がともに健康で安心して暮らせる生活環境づくり	22
基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画 .....	26
重点目標1 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進	26
重点目標2 家庭生活と地域社会への男女共同参画の推進	28
重点目標3 様々な分野への男女共同参画の推進	29
<b>IV 計画の推進体制</b> .....	31

参考資料

○男女共同参画社会基本法	32
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	37
○愛媛県男女共同参画推進条例	46
○四国中央市男女共同参画計画検討委員会設置要綱	51
○四国中央市男女共同参画計画検討委員会名簿	52
○「四国中央市男女共同参画社会に関するアンケート」結果集計表	53

# I 男女共同参画計画策定にあたって

---

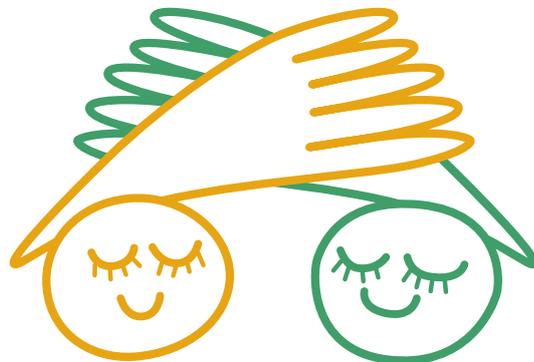
---

## 1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進展や社会経済情勢が急速に変化する中で、今、個人の生き方や価値観も大きく変化しつつあります。これに伴い、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっています。国では、男女共同参画社会基本法が定められ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付けられました。また、法律・制度の整備により男女平等への取り組みが進められ、社会の意識は少しずつ変化していますが、身近な家庭や職場、地域社会では、性別による固<sup>※1</sup>定的な役割分担の意識やそれに基づく社会制度・慣行など未だ根強く残っています。また、いままで表面化されなかった配偶者等（主に女性）に対する暴力など新たな問題も顕在化してきています。

こうした現状を踏まえ、市民一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて、その指針となる「四国中央市男女共同参画計画」を策定します。

また、この計画は、国が平成 19 年 7 月に改正した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づいた本市の基本計画となります。



---

※1 固定的な役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

## 2 策定の背景

### (1) 世界の動き

国際連合では、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、「平等・開発・平和」を目標に、女性の自立と地位の向上を目指して世界的行動を行うことを宣言しました。

その翌年からの10年を「国際婦人の10年」と定め、全世界的な規模で女性の地位向上を推進している間、1979年（昭和54年）、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。

1985年（昭和60年）、第3回世界女性会議（ナイロビ）が開催され、2000年に向けて各国等が効果的措置を採るうえでのガイドラインである「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

1995年（平成7年）、第4回世界婦人会議（北京）が開催され、ナイロビ将来戦略の見直しと評価が行われました。ここでは10年間の成果を踏まえ、2000年に向けて世界的に取り組むべき優先的課題を盛り込んだ「行動綱領」とその実現への決意を示した「北京宣言」が採択されました。

2000年（平成12年）、国連特別総会女性2000年会議（ニューヨーク）が開催され、第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」が各国でどれだけ達成されたか、検討・評価され、「政治宣言」と「成果文書」が採択されました。

2005年（平成17年）、国連「北京+10」世界閣僚級会合（第49回国際婦人の地位委員会）（ニューヨーク）が開催され、「北京宣言」・「行動綱領」及び国連特別総会女性2000年会議（ニューヨーク）で採択された「成果文書」が再確認されました。

### (2) 国の動き

わが国では、1975年（昭和50年）、総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、1977年（昭和52年）、「国内行動計画」が策定されました。

その後、国籍法の改正や男女雇用機会均等法の公布等により国内法を条約に合うように整備されたうえで、1985年（昭和60年）、女子差別撤廃条約が批准されています。

さらに、1987年（昭和62年）、21世紀に向けて男女共同参画社会の形成を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定されました。

1996年（平成8年）、「男女共同参画2000年プラン」が策定され、施策の基本的方向と具体的施策の内示が示されました。（計画の対象期間は平成12年度まで）

1999年（平成11年）、男女共同参画社会の形成についての基本理念と方向が示され、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画の形成に関する取り組みが総合的かつ計画的に推進されるよう、男女共同参画社会基本法が策定されました。

また、2000年（平成12年）、男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、2005年（平成17年）、2006年度（平成18年度）から2010年度（平成22年度）までの施策を掲げた男女共同参画基本計画（第2次）が策定されました。

2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定されました。

その後、2004年（平成16年）及び2007年（平成19年）に法改正が行われました。2007年（平成19年）の法改正では、市町村に対し、基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されました。

### (3) 愛媛県の動き

1983年(昭和58年)、「愛媛の婦人対策基本指針」が策定されたほか、「愛媛県婦人対策推進会議」が設置されました。

1987年(昭和62年)、「愛媛県婦人総合センター(現:愛媛県女性総合センター)」が開館。1991年(平成3年)、男女共同参画社会づくりの中核機構として「(財)えひめ女性財団」が設立されました。

1992年(平成4年)、「愛媛県女性行動計画」が策定されました。

2001年(平成13年)、「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」が新たに策定されました。

2002年(平成14年)、愛媛県の男女共同参画を進める施策の基本となる事項を定めた「愛媛県男女共同参画推進条例」が施行されました。

2006年(平成18年)、2005年度(平成17年度)が計画期間の中間となること、また、国の基本計画が改定されたことから、「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」の中間改定が行われました。

また、同年、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即して、「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。

2007年(平成19年)にDV防止法の一部改正やこれに伴い2008年(平成20年)に国の基本方針が見直されたことから、2009年(平成21年)に、これまでの取り組みや課題を整理し、今後必要な取り組みを盛り込んだ「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定が行われ、「若い世代における交際相手からの暴力の防止」や「市町のDV施策への支援」の2つの重点目標を新設するなど、DV防止対策への取り組みが進められています。

### (4) 四国中央市の取り組み

2004年(平成16年)4月に、川之江市、伊予三島市、宇摩郡土居町、宇摩郡新宮村の2市1町1村が合併し、「四国中央市」が誕生しました。合併前の旧市町村において、男女共同参画に関する取り組みをそれぞれ行ってきましたが、新市誕生後2年目となる2005年(平成17年)に女性生活相談室を設置し、女性政策に取り組んできました。

また、合併に伴い、新市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる「四国中央市総合計画」を策定し、その中で「人がまんなか」であるために、「人権の尊重と男女共同参画社会の実現」を推進施策のひとつに掲げました。

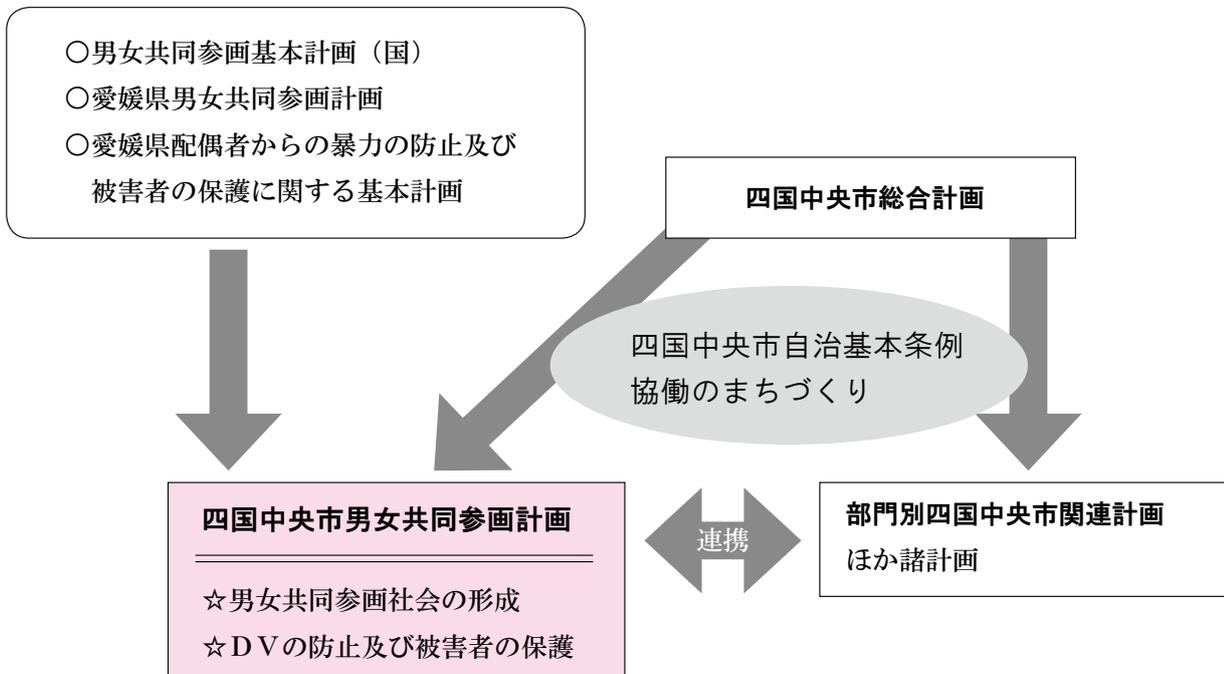
さらには、平成19年6月に制定した「四国中央市自治基本条例」においても男女共同参画についての条項を定め、男女の対等な参画なくしてまちの発展はなく、協働のまちづくりは成り立たないとの認識のもと、男女が互いに尊重し、共に責任を担いつつ、多方面において参画できる機会や体制を構築しようとしています。

そして、平成20年7月施行の審議会等の運営に関する指針では、委員の構成において「男女比率の均等を図る」とし、女性の参画拡大の推進に取り組んでいます。

### 3 計画の位置づけ

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定された「市町村男女共同参画計画」です。
- この計画は、「四国中央市総合計画」を上位とした個別計画です。
- この計画は、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」、愛媛県の「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」及び「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を勘案するとともに、四国中央市の他の部門計画との整合性を図り、男女共同参画社会づくりの施策を総合的・計画的に進めるための基本的な計画です。
- この計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画と位置づけます。
- この計画は、「四国中央市自治基本条例」の趣旨を踏まえています。

#### 計画の位置づけ（図解）



### 4 計画の期間

この計画の期間は、2010年度（平成22年度）から2014年度（平成26年度）までの5年間とします。ただし、国や県をはじめ社会情勢の変化に柔軟に対応し、施策を効果的に推進するために、期間中においても必要に応じ計画の見直しを行います。

## II 計画の基本的な考え方

---

---

### 1 基本理念

本市の総合計画では、将来都市像を「四国のまんなか 人がまんなか ~手をつなぎ、明日をひらく元気都市~」と掲げています。また、市民一人ひとりがそれぞれの人生の主演として輝くことができるよう、まちづくりの基本理念を「市民一人ひとりのしあわせづくりの応援」とし、いつでも市民がしあわせを感じられる質感の高いまちを目指しています。

四国中央市男女共同参画計画では、市民一人ひとりが性別に関係なく個性を認め合い、意識と能力を高め合い、男女（ひと）が輝けるまちを目指すため、基本理念を次のように定めます。

**ひと  
男女がともに認め合い、高め合い、あす  
明日をひらくまちづくり**

### 2 基本目標

本計画においては、「基本理念」のもと、男女共同参画社会を形成するため3つの基本目標を定め、市民・地域・事業者と行政が手をつなぎ、一体となって取り組みを推進します。

（目標Ⅰ）ともに認め合い、尊重し合う意識づくり

（目標Ⅱ）多様な生き方ができる社会環境づくり

（目標Ⅲ）あらゆる分野における男女共同参画

## 四国中央市が目指す男女共同参画社会の将来イメージ図

### 家庭では・・・

男女がともに支え合い、協力しあいながら、家事や育児・介護などを行っています。

### 学校では・・・

性別にかかわらず、個性や能力を活かし、多様な生き方を主体的に選択できています。

## 男女共同参画社会のイメージ

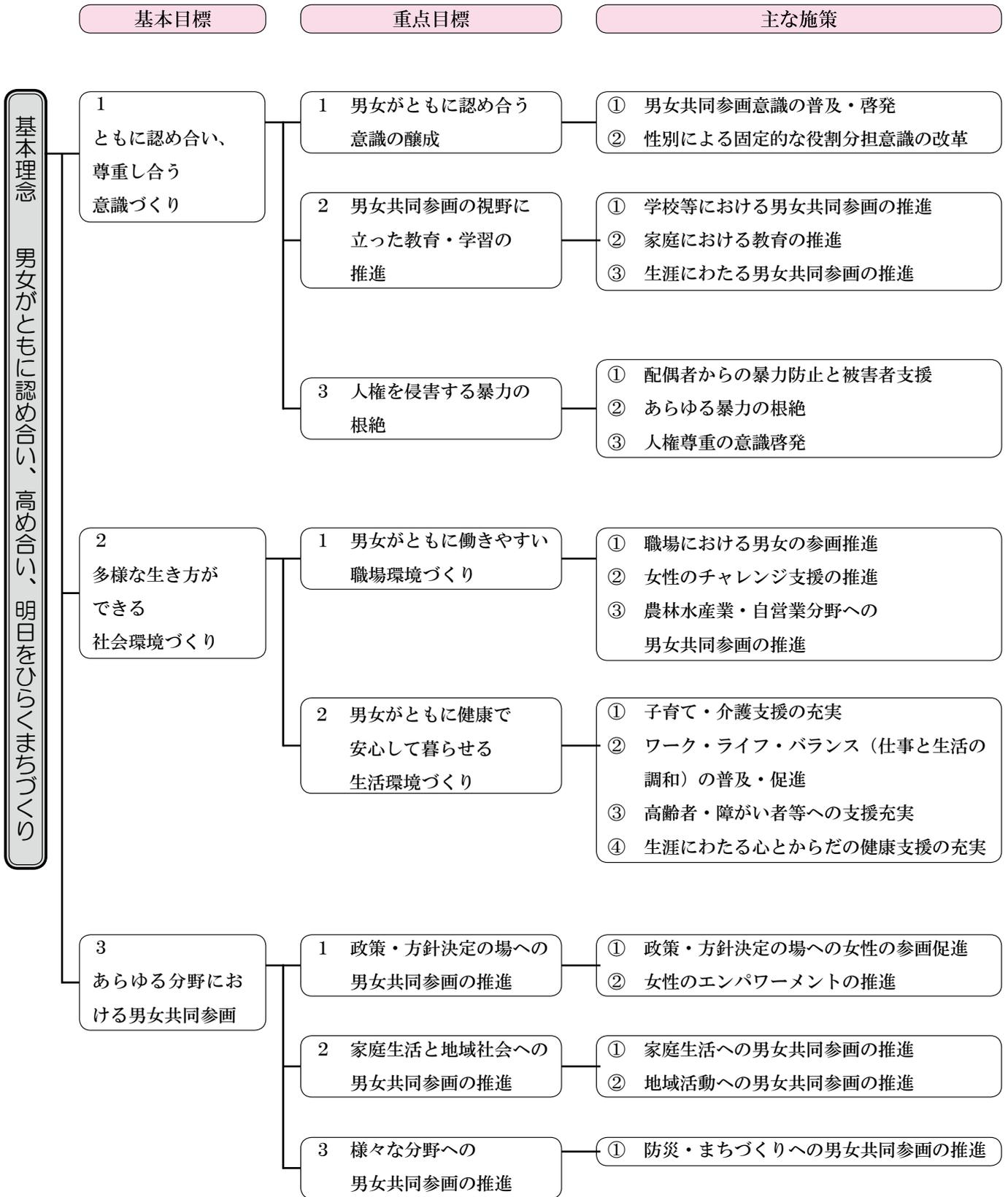
### 職場では・・・

男女がともに個々の意思により、能力を十分に発揮しながら、家庭や地域活動とのバランスのとれた働きやすい環境になっています。

### 地域では・・・

男女がともに積極的に地域活動等に参画し、活力ある地域がつくられています。

### 3 計画の体系



### Ⅲ 計画の内容

---

---

#### 基本目標 1 ともに認め合い、尊重し合う意識づくり

★一人ひとりの人権が尊重される男女共同参画社会を目指します。

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。(男女共同参画社会基本法より)

男女共同参画に関する認識を深め、男女が対等な構成員として、ともに責任を担う社会にするためには、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しを行なうとともに、意識の改革(意識づくり)が必要です。

#### 重点目標 1 : 男女がともに認め合う意識の醸成

##### 1 現状と課題

女性の社会進出が進み、さまざまな分野で活躍する女性が増えてきている現在、男女平等に対する意識は少しずつ変化しています。しかし、本市が実施した男女の地位に関するアンケート調査(図1)では、「男性の方が優遇されている」・「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した人が、「家庭の中で」61.3%、「職場の中で」66.3%、「地域社会の中で」62.3%、「社会通念で(慣習・しきたり)」73.1%となっており、依然として男性優遇の意識傾向がみられます。

また、家庭での役割分担(図2)からは、個人の生き方がますます多様化する中で「掃除」や「洗濯」・「食事の支度」などいわゆる家事等の担い手は女性が中心となっています。一方、家庭での望ましい役割分担(図3)を尋ねたところ「洗濯」「食事の支度」についての担い手は、男女ともに「女性」と「男女両方」とする人がほぼ同じ割合を占め、役割分担の認識の二極化がうかがえます。今後は、家庭内における性別役割分担を見直し、男性も女性も家事・育児・介護などの家庭責任を果たすことができるよう意識改革を行う必要があります。

そのためには、メディアや様々な機会を通して、広報・啓発活動を行うとともに、学校や家庭、地域などのあらゆる場で男女共同参画を進める教育・学習を推進することが必要です。

図 1

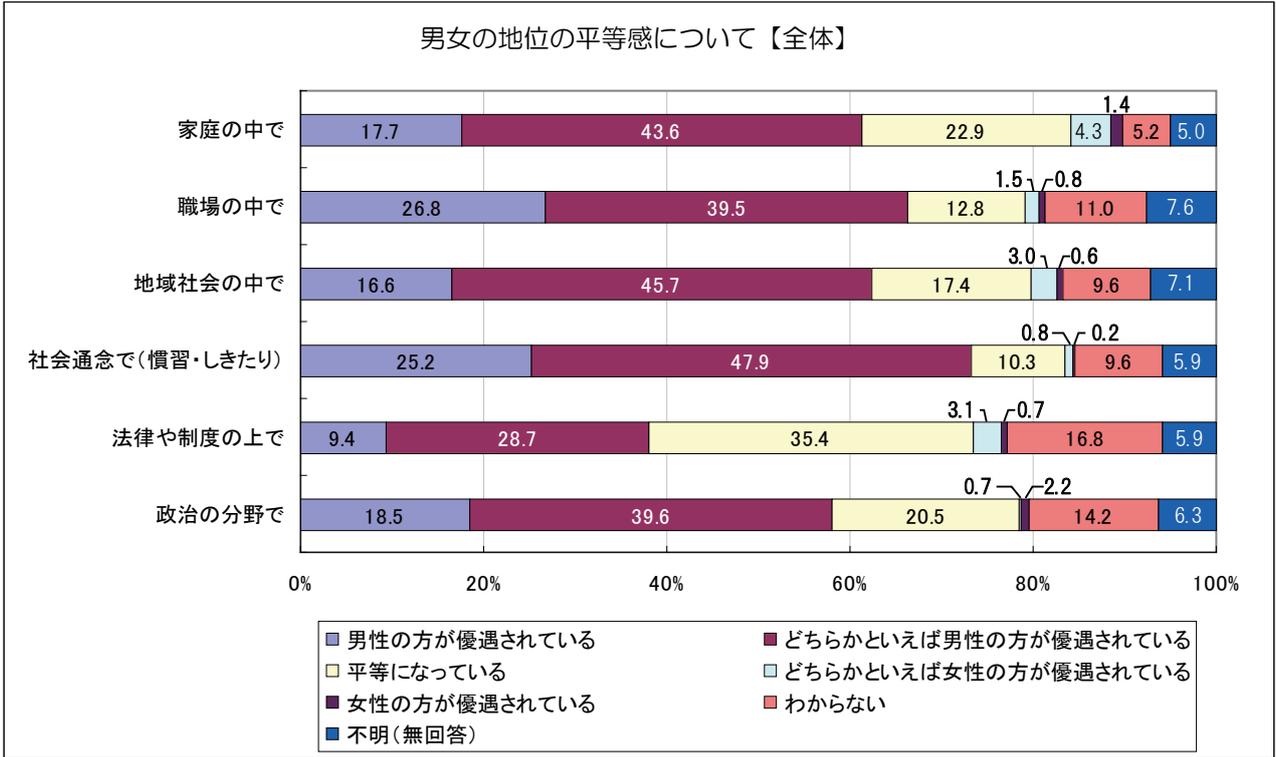


図 2

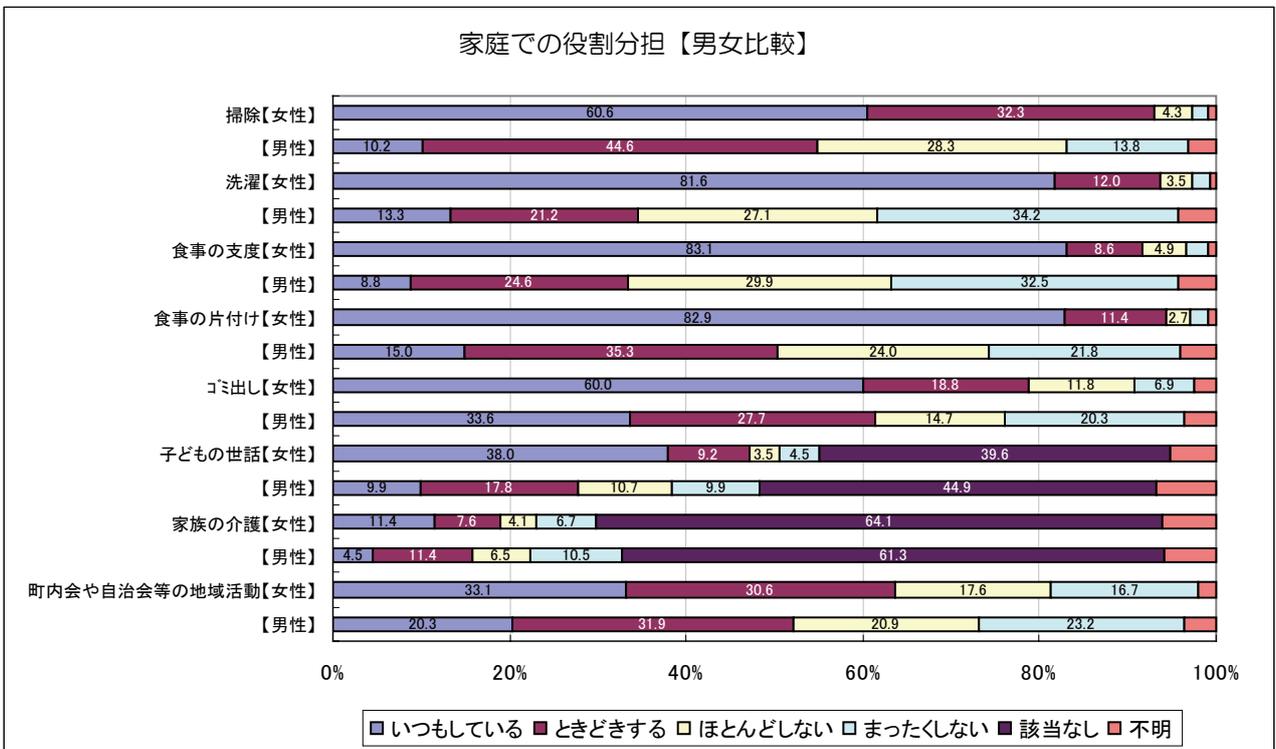
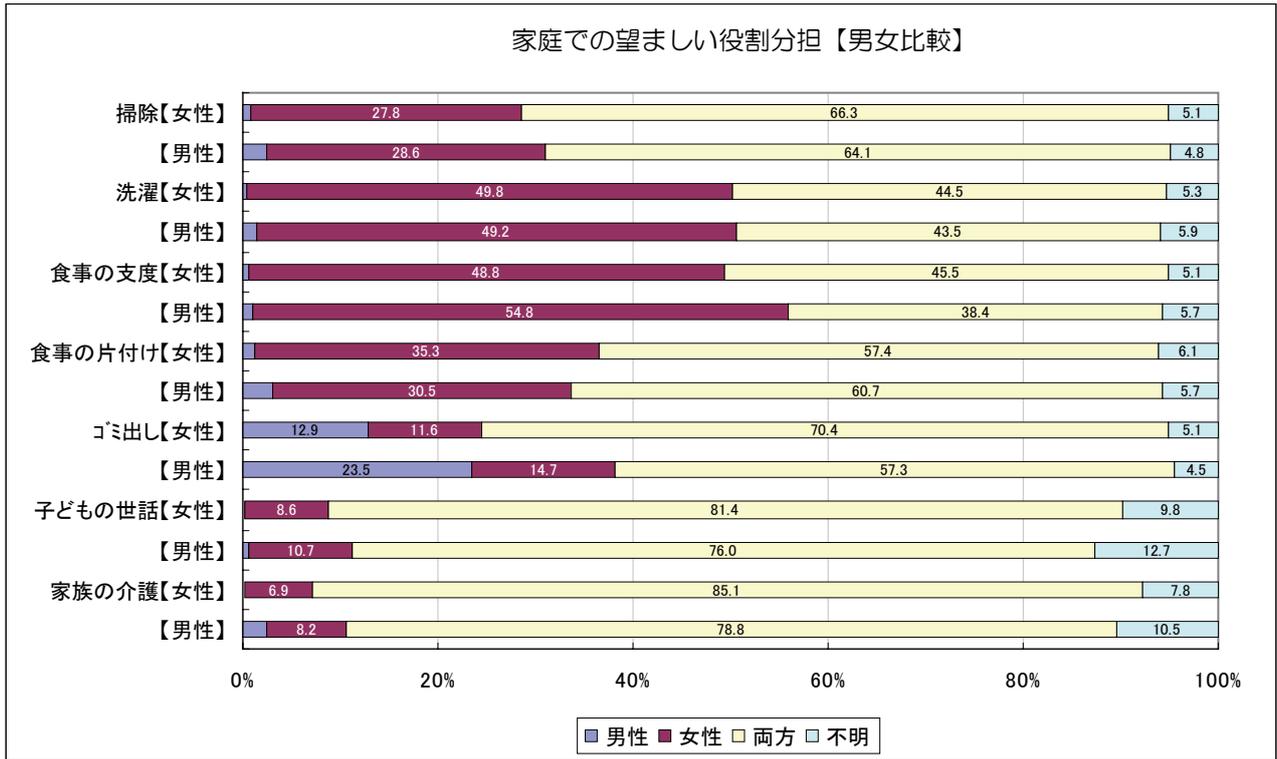
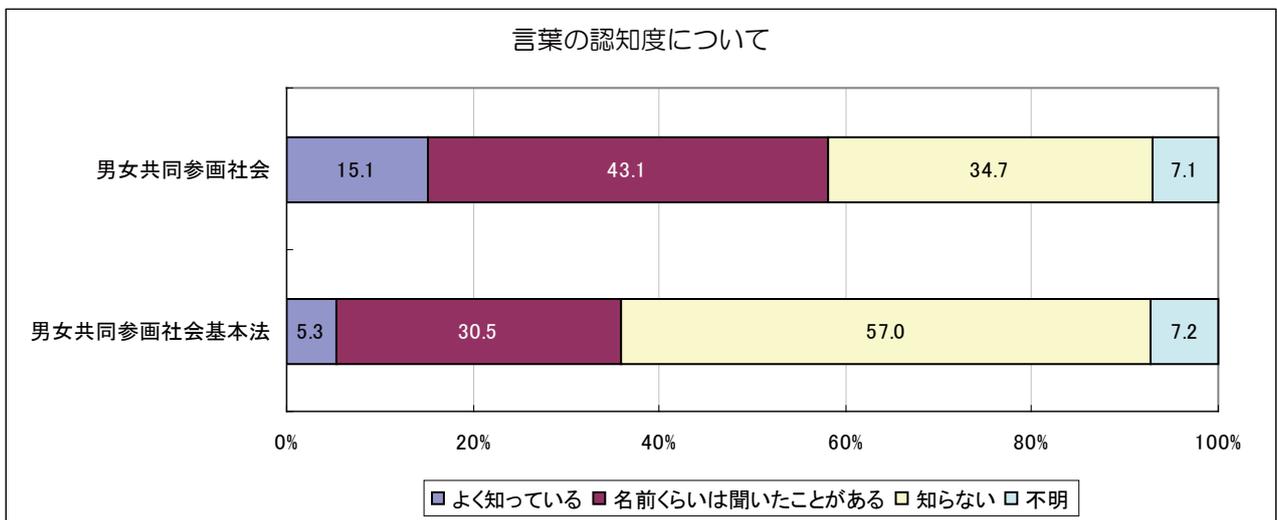


図 3



(市民アンケート調査)

図 4



(市民アンケート調査)

## 2 主な施策

### ①男女共同参画意識の普及・啓発

具体的施策	事業内容
多様なメディアを活用した 広報・啓発活動の推進	広報紙、市ホームページ、CATV等を活用した広報・ 啓発及び情報の提供
男女共同参画に関する学習の機会の提供	・まちづくり出前講座の実施 ・教育関係者を対象とした研修・学習会の開催 ・市職員を対象とした研修・学習会の開催

### ②性別による固定的な役割分担意識の改革

具体的施策	事業内容
意識改革のための啓発講座・講演会の開催	・男女共同参画セミナーや広報紙での意識の啓発 ・子育てや介護等への男性の積極的な参画意識の啓発

## 重点目標2：男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

### 1 現状と課題

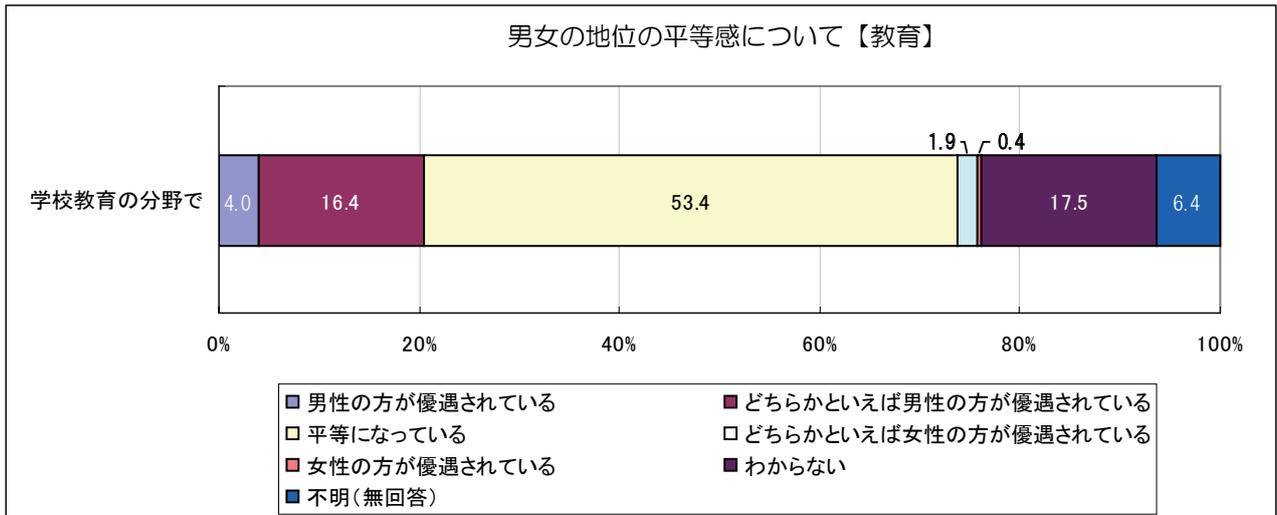
市民アンケート調査（図5）によると、「学校教育の分野で」は、53.4%が「平等になっている」と回答し、他の分野に比べ高い割合を占めています。男女平等教育の推進により、学校教育の場では、男女平等の意識は浸透しつつあります。しかし、地域社会や家庭では、まだ多くの人が男女平等ではないと感じています。「子どもに受けさせたい教育」（図6）から、親の意識として男女差が見られます。家庭内における子どもの教育に対する考え方が社会での男女共同参画の遅れをもたらし、男女間における不平等感を招いている一因であると考えられるとともに、今後の課題が家庭の中にあることが分かります。

男女共同参画を推進するためには、人権に関する基本的な学習の場として、また人格を形成する場として学校や家庭・地域社会の果たす役割は大きく、それぞれの分野での教育・学習の充実を図る必要があります。

そのためには、幼児期からの男女共同参画の視点に立った教育を発達段階に応じて、家庭や学校、地域において学習の場を提供する必要があります。

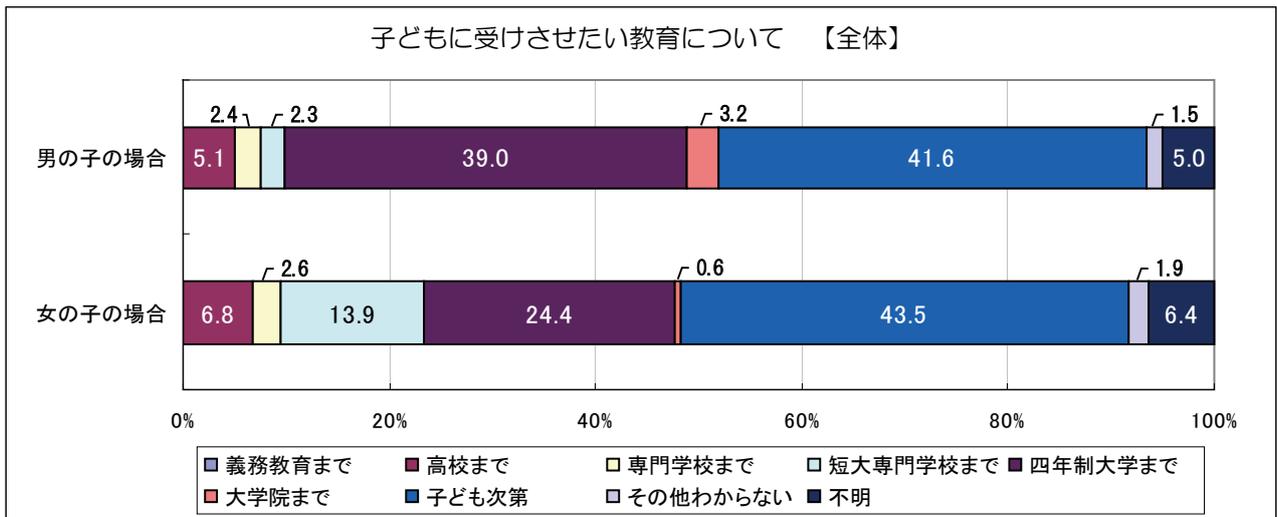
そして、一人ひとりの子どもが性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方を主体的に選択できるよう、男女平等の視点に立った教育を推進する必要があります。

図5

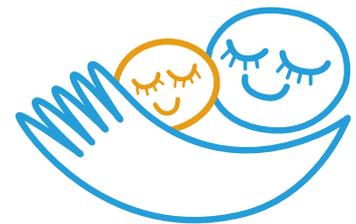


(市民アンケート調査)

図6



(市民アンケート調査)



## 2 主な施策

### ①学校等における教育の推進

具体的施策	事業内容
学校等における男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・男女平等観を育てる教育・保育の推進</li><li>・発達段階に応じた性教育の推進</li><li>・教職員への研修の推進</li><li>・性別にとらわれない進路指導の充実</li></ul>

### ②家庭における教育の推進

具体的施策	事業内容
男女平等意識の浸透のための 広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・家庭教育学級、PTA等での講座の実施</li><li>・保護者に対しての情報の提供及び学習の充実</li><li>・男女共同子育ての推進</li></ul>

### ③生涯にわたる学習の推進

具体的施策	事業内容
生涯にわたる学習の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・生涯にわたる学習機会の充実</li><li>・学習グループの育成・活動支援</li><li>・男性や若い世代を対象とした学習機会の充実</li></ul>

## 重点目標3：人権を侵害する暴力の根絶

### 1 現状と課題

男女共同参画社会を実現する上で、男女が互いの人権を尊重し、認め合い、思いやることが大切です。男女共同参画社会基本法第3条では、「男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること」が求められています。

しかし、市民アンケート調査（図7）では、「女性の人権が尊重されていないと感じること」として、「職場における男女の待遇の違い」（47.7%）、「男女の固定的な役割分担意識」（47.2%）に次いで、「女性ということで意見を無視する行為」（30.8%）、「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」（23.6%）、「夫や恋人からの暴力（DV）」（12.6%）があります。これは、男女間における古い慣習や意識を起因とした人権の侵害といえます。

配偶者やパートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害は、男女共同参画社会を形成するうえで、克服すべき重要な課題といえます。

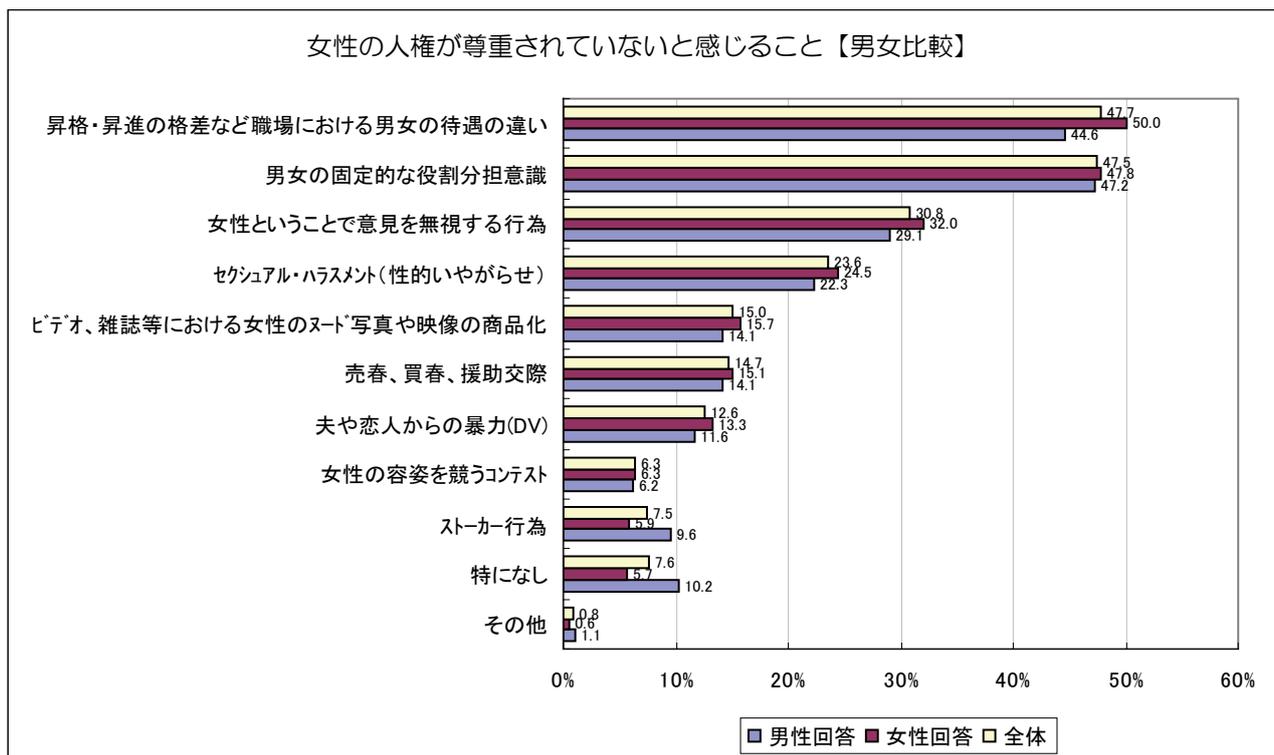
市民アンケート調査によると、配偶者やパートナーからの暴力の経験（図8）については、「大声で怒鳴られる」などの精神的暴力の割合が高くなっています。また、身体的暴力の中には「命の危険を感じるくらいの暴力」を受けた人もいます。「相談の有無」（図9）については、女性の68%、男性の86.2%の人が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答し、その理由（図11）として、「相談するほどのことではない」「自分にも悪いところがある」「自分さえ我慢すれば何とかなる」などの思いから、だれ（どこ）にも相談しないケース見られます。また、相談先（図10）については、公的機関への相談は少なく、身近な「家族・親族」や「友人・知人」への相談が多くなっています。

このように、配偶者やパートナーからの暴力（DV）は、被害の実態が表面化しにくく、被害を潜在化させてしまうことがあります。個人や家庭内だけの問題とはせず、社会全体の問題として捉え、関係機関と連携し、相談・支援体制の整備が必要です。

また、配偶者からの暴力だけでなく、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為等についても広く周知し、被害が潜在化しないよう啓発していく必要があります。

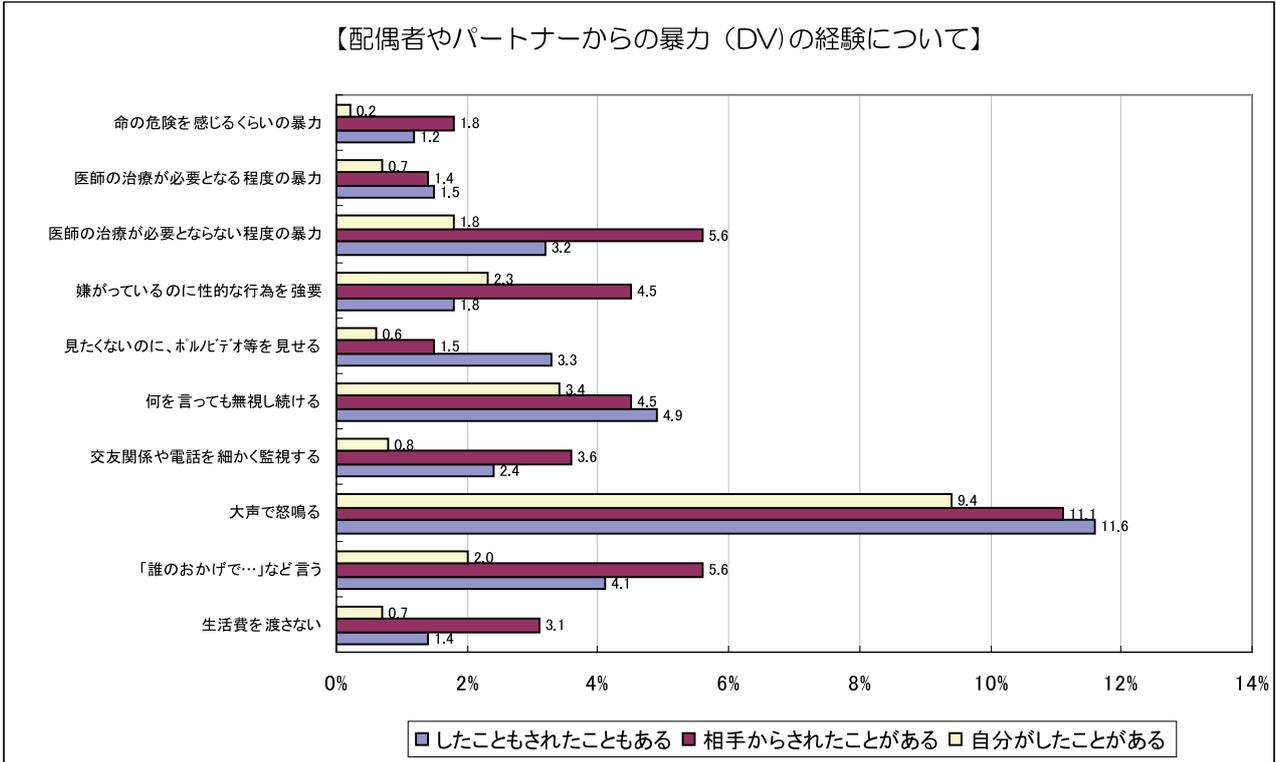
個人の人権が尊重され、暴力を許さない社会の実現が重要であり、人権を侵害するDVをはじめ、あらゆる暴力の根絶を図るための取り組みが必要です。

図7



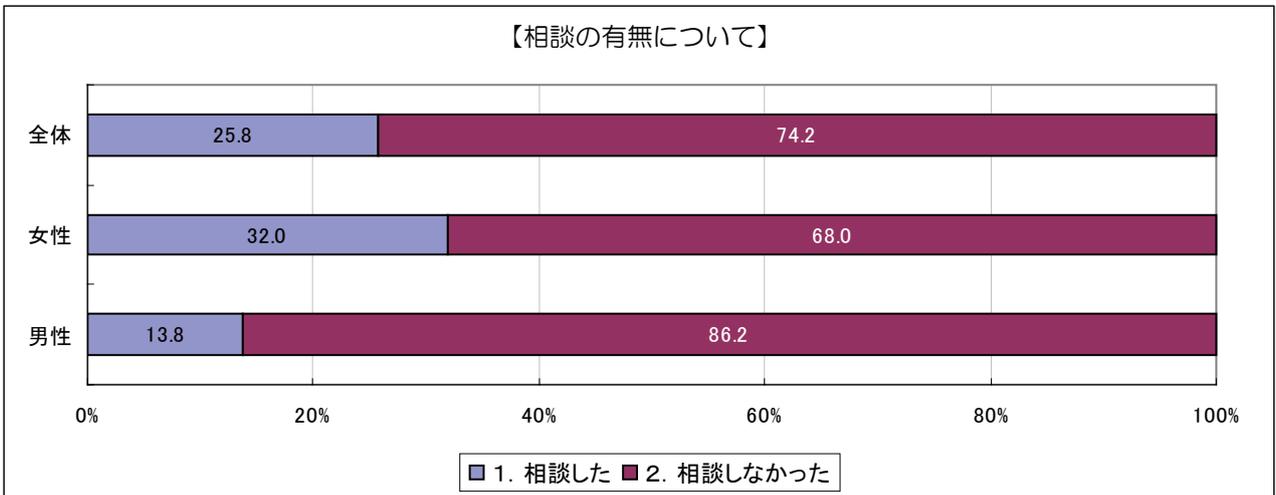
(市民アンケート調査)

図 8



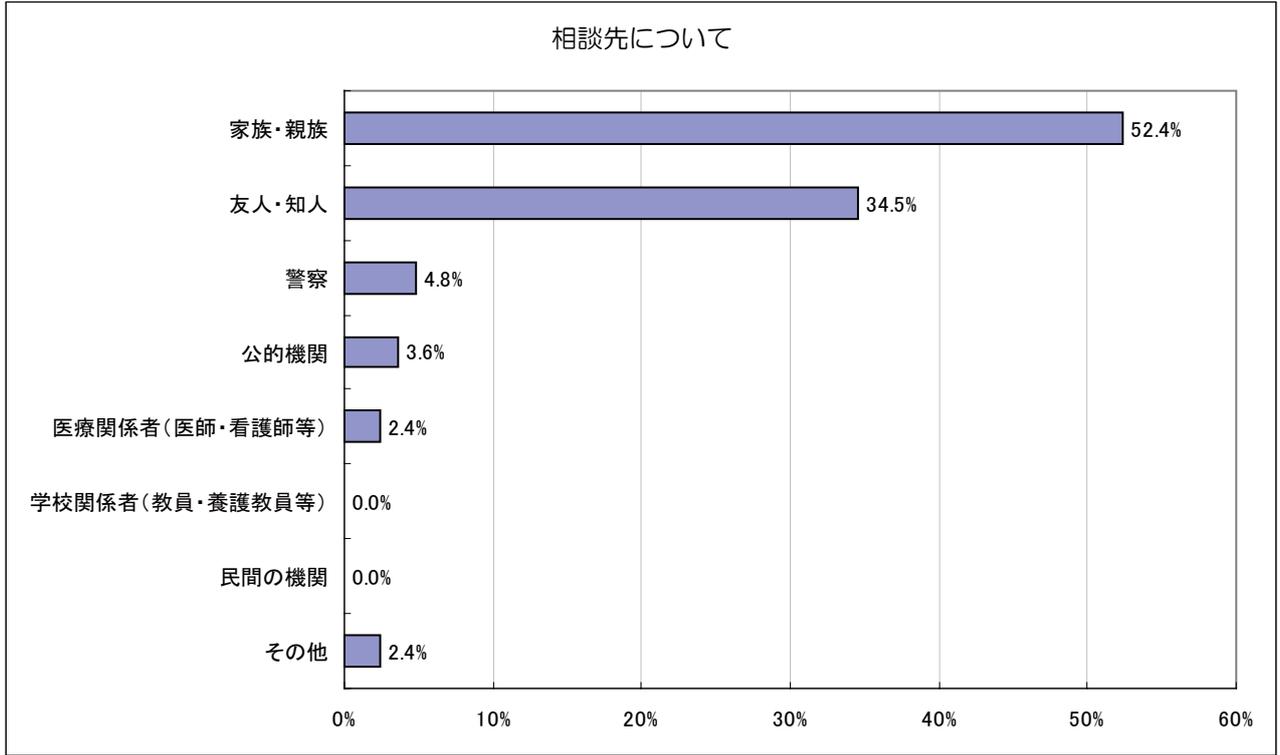
(市民アンケート調査)

図 9



(市民アンケート調査)

図 10



(市民アンケート調査)

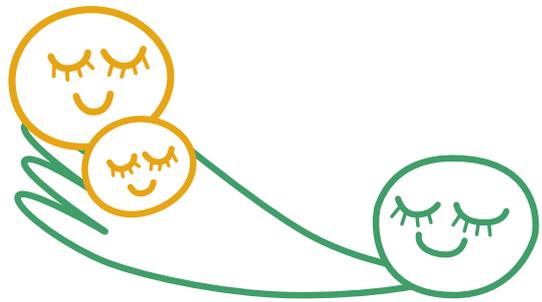
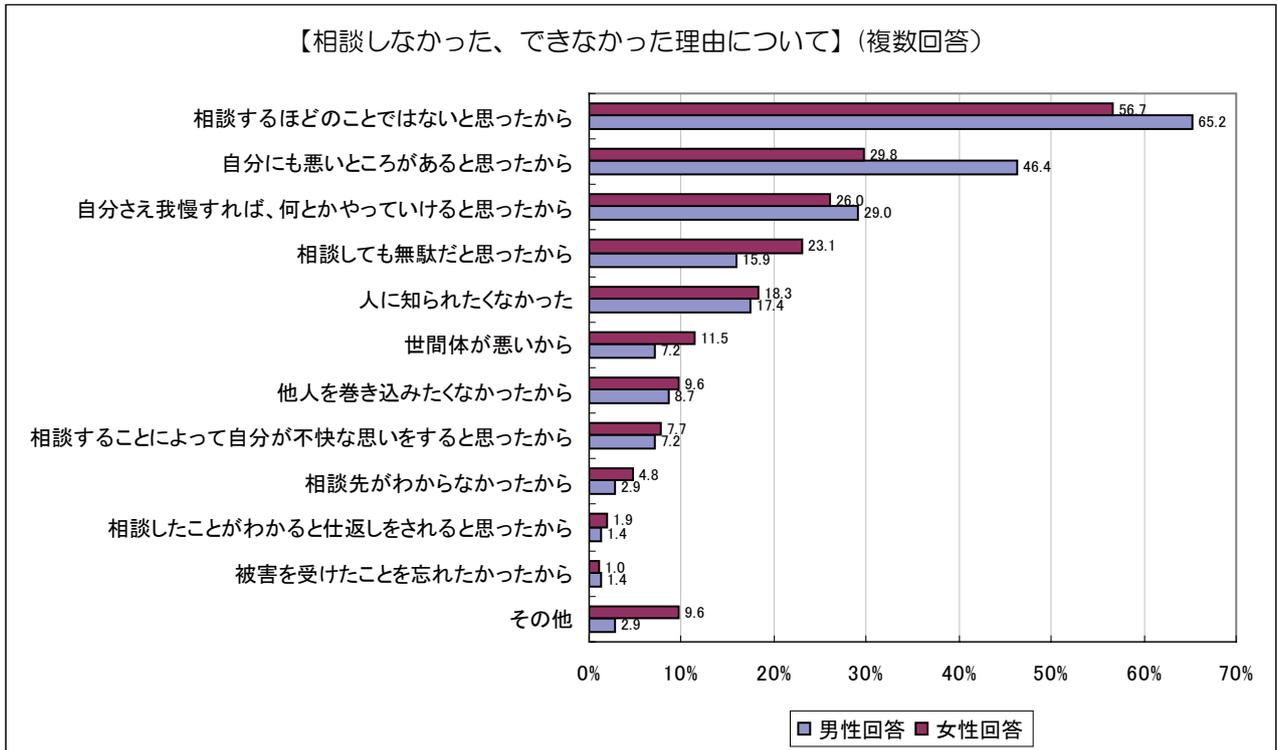
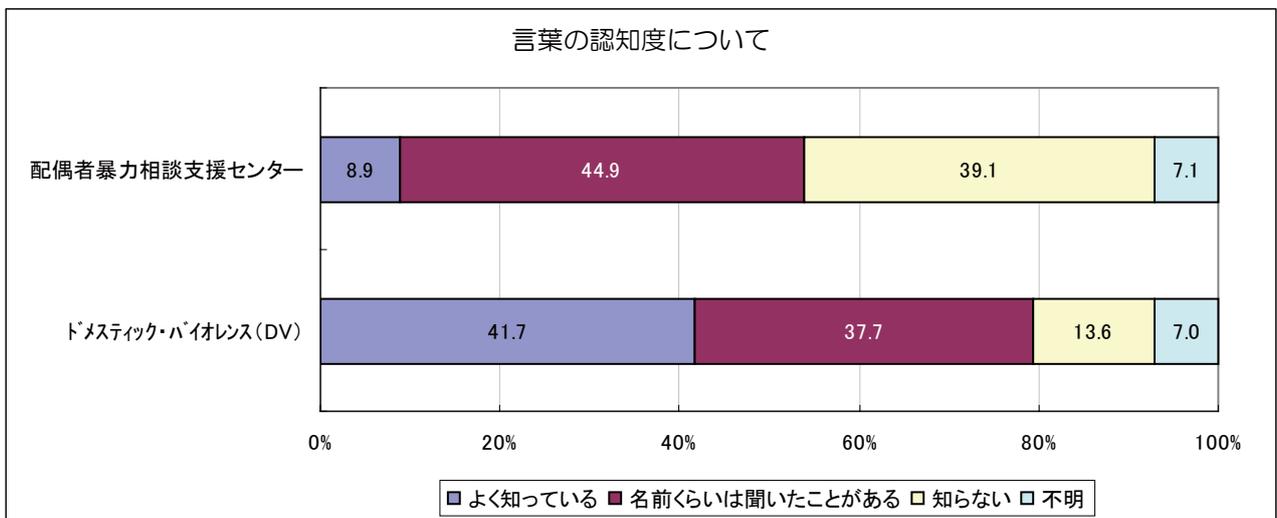


図 11



(市民アンケート調査)

図 12



(市民アンケート調査)

## 2 主な施策

### ①配偶者からの暴力防止と被害者支援

具体的施策	事業内容
DVの防止に向けた意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙、市ホームページを活用した啓発</li> <li>・まちづくり出前講座の実施</li> </ul>
被害者の相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の周知</li> <li>・県（配偶者暴力相談支援センター）や警察など関係機関との連携強化</li> <li>・相談窓口の充実</li> </ul>
被害者の支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の保護や自立支援のための情報提供</li> <li>・県（配偶者暴力相談支援センター）や警察など関係機関との連携</li> <li>・民間団体等との連携</li> </ul>

### ②あらゆる暴力の根絶

具体的施策	事業内容
あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙、市ホームページを活用した啓発</li> <li>・まちづくり出前講座の実施</li> </ul>

### ③人権尊重の意識啓発

具体的施策	事業内容
人権に関する学習の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり出前講座の実施</li> <li>・人権のつどいの開催</li> <li>・人権・同和教育地区別懇談会等の実施</li> <li>・人権・同和教育推進養成講座</li> </ul>



## 基本目標2 多様な生き方ができる社会環境づくり

★性別や職種に関わりなく、一人ひとりが個性と能力を発揮し、働き続けることのできる社会を目指します。

★だれもが安心して暮らすことのできる社会を目指します。

### 重点目標1：男女がともに働きやすい職場環境づくり

#### 1 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、雇用の分野において、男女の均等な機会と待遇が確保されることが大切です。しかし、「男女雇用機会均等法」により、制度上は男女の均等が図られていますが、実態としては、賃金や昇進など、職場における待遇には依然として男女の差があり、市民アンケート調査で「職場の中で、男女の地位は平等になっているか」（図13）と尋ねたところ、「平等になっている」と回答した人は男性17%、女性9.8%と女性の方が低く、「男性の方が優遇されている」と回答した人は男性21.8%、女性30.4%となっています。

また、少子高齢化社会においては、労働力の確保という視点から、女性が能力を発揮しながら就労していくことに期待が寄せられています。市民アンケート調査（図14）で、男女共同参画社会を進めるために、市が力を入れるべき施策について尋ねたところ、約半数の人が「子育て支援のサービスを充実する」を挙げており、また、約2割の人が「女性の就労の機会が増えるよう、情報の提供や職業訓練の機会を提供する」を挙げています。子育て等で一旦離職した女性が、希望する職分野や就労形態で再就職や起業にチャレンジできるような支援が必要です。

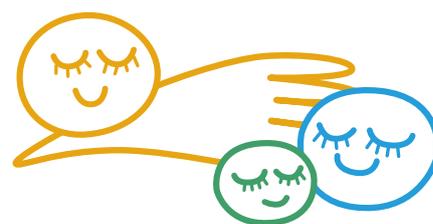
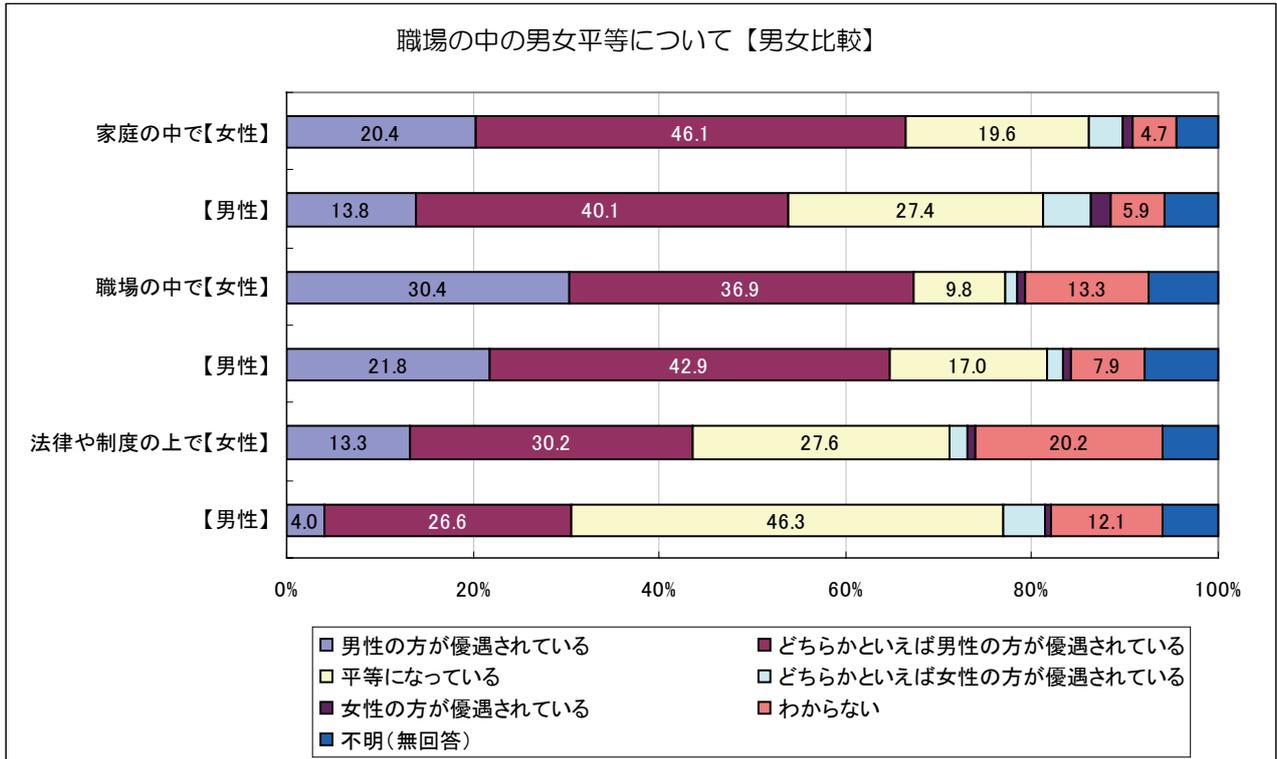
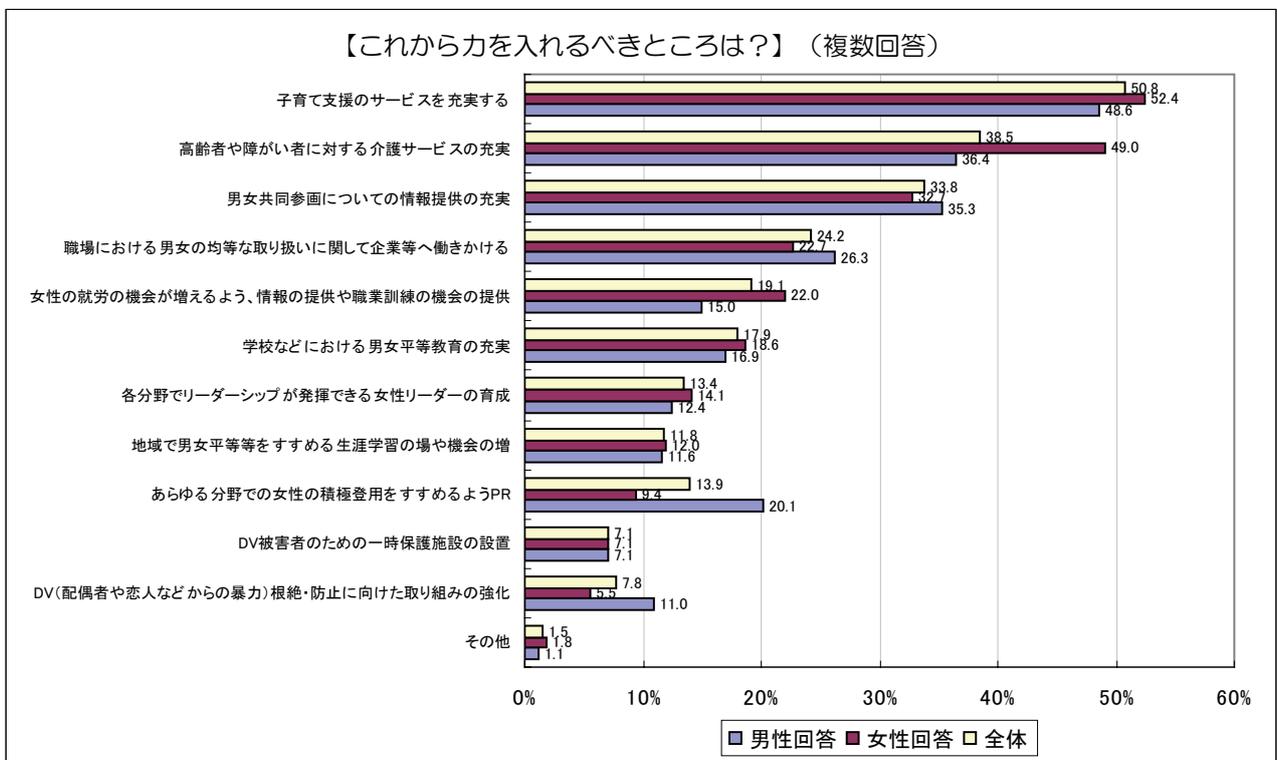


図 13



(市民アンケート調査)

図 14



(市民アンケート調査)

## 2 主な施策

### ①職場における男女の参画推進

具体的施策	事業内容
男女雇用機会均等法の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場における待遇の改善の啓発</li> <li>・関係機関との連携による研修会等の開催</li> </ul>
パートタイム労働者等の就業条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートタイム労働者等の就業条件の改善 (事業者へのパートタイム労働法等の周知徹底)</li> </ul>
労働相談、就労相談など各種相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携し、労働相談、就労相談等の実施</li> <li>・セクシュアル・ハラスメント防止の啓発</li> </ul>

### ※2 ②女性のチャレンジ支援の推進

具体的施策	事業内容
再就職のための就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークとの連携</li> <li>・就労に関する情報提供</li> </ul>
再雇用制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークとの連携</li> <li>・企業等への広報、啓発</li> </ul>
チャレンジ支援のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙、市ホームページ、CATV等を利用した情報の提供</li> </ul>
能力発揮の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のための起業支援</li> </ul>
技術や職業能力を開発するための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性起業塾事業の開催</li> </ul>
再就職希望者に対する情報提供や講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労に関する相談体制の整備充実</li> </ul>

### ③農林水産業・自営業分野への男女共同参画の推進

具体的施策	事業内容
男女共同参画の視点での農業経営推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>※3 ・家族経営協定締結の推進</li> <li>※4 ・女性認定農業者の育成</li> </ul>
男女共同参画に関する広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙での周知、啓発</li> <li>・市ホームページによる関連サイトの周知</li> <li>・各種講座及び研修への参加促進</li> <li>・農協・商工会議所等関係機関との連携</li> </ul>

※2 女性のチャレンジ支援  
出産・子育て等により一旦離職した女性が再就職・起業等を行うこと。

※3 家族経営協定  
農業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話し合いにより取り決めるもの。

※4 認定農業者  
平成5年に制定された「農業経営基盤強化促進法」に位置づけられる制度。農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善等農業経営の改善を図るための計画（農業経営改善計画）を市町村の基本構想に照らして、市町村が認定した農業者のこと。

## 重点目標２：男女がともに健康で安心して暮らせる生活環境づくり

### 1 現状と課題

少子高齢化が進む中で、男女がともに仕事と家事・育児、地域活動等を両立させ、バランスのとれた生活を実現していくためには、家庭において家族が協力し、支え合いながら、子育てや介護を担うとともに、社会的サービスも充実していくことが重要です。

また、「家庭生活の役割分担」（図２）で、「子どもの世話」にかかわる割合は、女性の47.2%に対し、男性は27.7%となっていますが、望ましい担い方（図３）として男女ともに約8割の人が「両方」としています。「家族の介護」についても同じようなことがいえます。

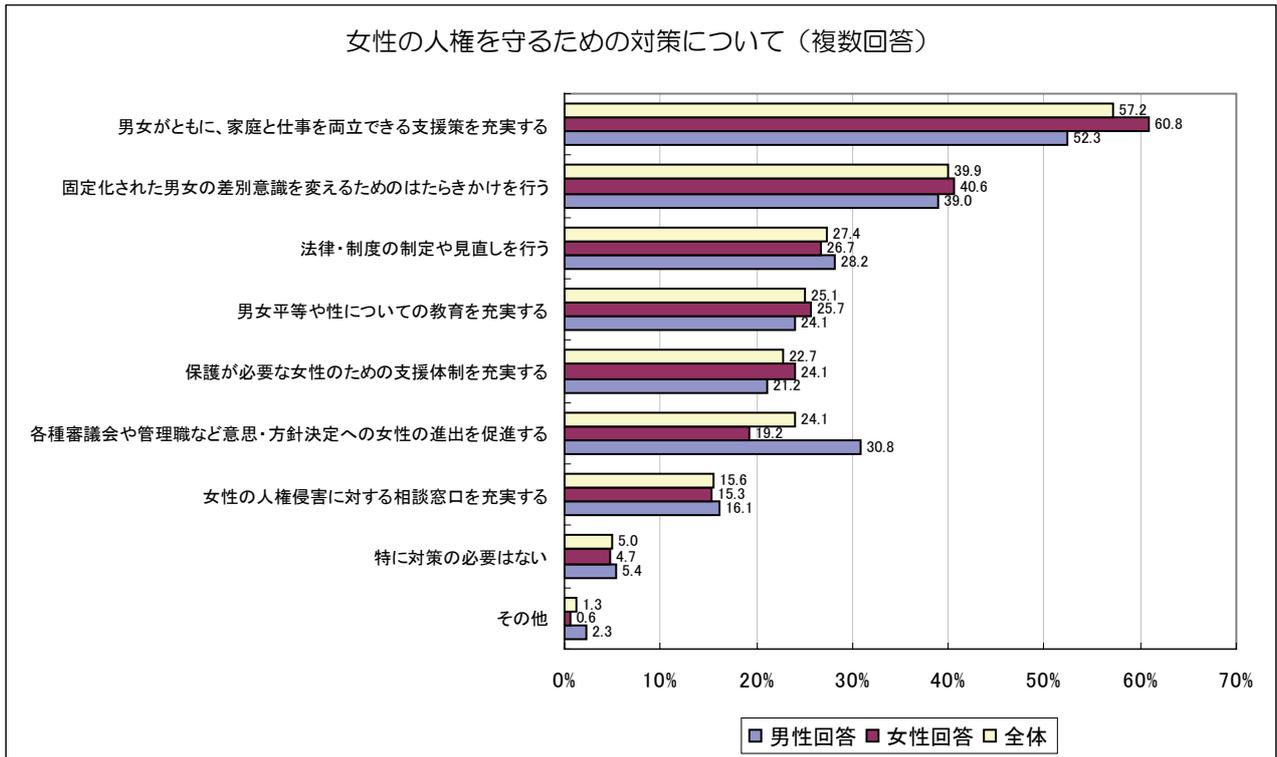
女性が家庭生活の中で多くの役割を担っている中、女性の人権を守るためには「男女がともに、家庭と仕事を両立できる支援策を充実すること」（57.2%）（図15）が最も求められており、また、男性についても仕事と家庭を両立できる環境は、まだ十分とはいえません。そのため、子育てや介護などの家庭生活での役割を男女がともに協力し合い担っていく意識を深め、地域ぐるみで支援体制や各種サービスを充実させる必要があります。

また、各福祉施策の制度改正が進む中で、高齢者や障がい者等が地域で自立した生活ができるようにするとともに、地域全体で支えられるよう、支援体制の確立も必要です。

さらに、男性も女性もそれぞれの身体の特徴を理解しながら、思いやりをもって生きていくことも大切です。特に女性は妊娠・出産など、男性とは異なる健康問題に直面することもあり、思春期、妊娠、出産（期）、更年期、高齢期等の各段階に応じた健康支援が必要です。

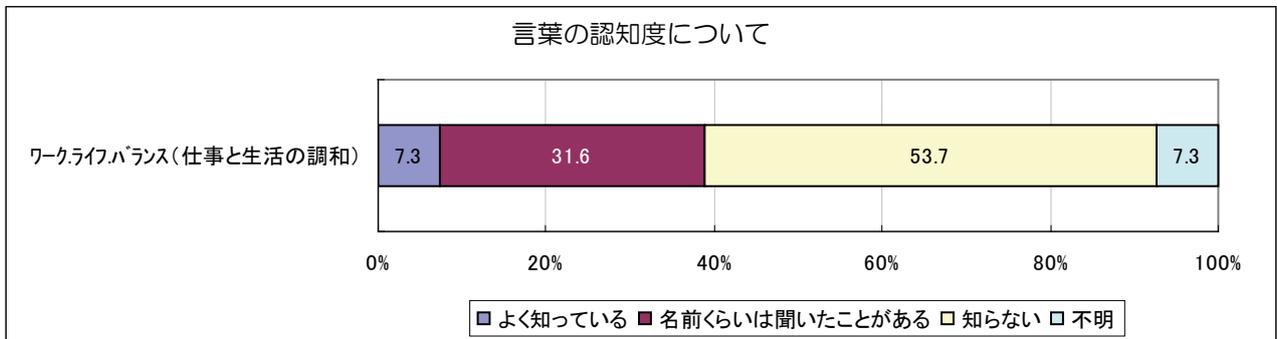


図 15



(市民アンケート調査)

図 16



(市民アンケート調査)

## 2 主な施策

### ①子育て・介護支援の充実

具体的施策	事業内容
一時保育や延長保育など 多様な保育サービスの充実	・通常保育、一時預かり事業、延長保育促進事業、病児・病後時保育事業等の充実
地域における子育て支援サービスの充実	・地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、ファミリーサポート事業等の充実
子育て支援のネットワークづくり	・子育て支援グループ等のネットワークづくり
子育て相談機能の充実	・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の充実 ・子育て総合相談、児童家庭相談の充実 ・発達支援センターにおける相談業務の充実
介護家族への支援充実	・介護予防教室の開催 ・家族介護者交流事業等の充実
介護相談支援の充実	・地域包括支援センターの相談体制の充実
ひとり親家庭への支援の充実	・母子自立支援プログラム策定事業による支援の充実 ・ひとり親家庭に対する相談体制の整備や指導の充実 ・母子家庭自立支援給付事業の実施

### ※5 ②ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・促進

具体的施策	事業内容
仕事と生活の両立に向けた意識啓発 （働き方の見直しの促進）	・仕事と家庭における固定的な性別役割分担の見直し啓発及びワーク・ライフ・バランスの啓発 ・男性のライフアップセミナーの開催
育児・介護休業制度等の普及	・育児・介護休業制度の周知徹底と、事業所に対する働きかけ・男女を問わない制度利用の拡大

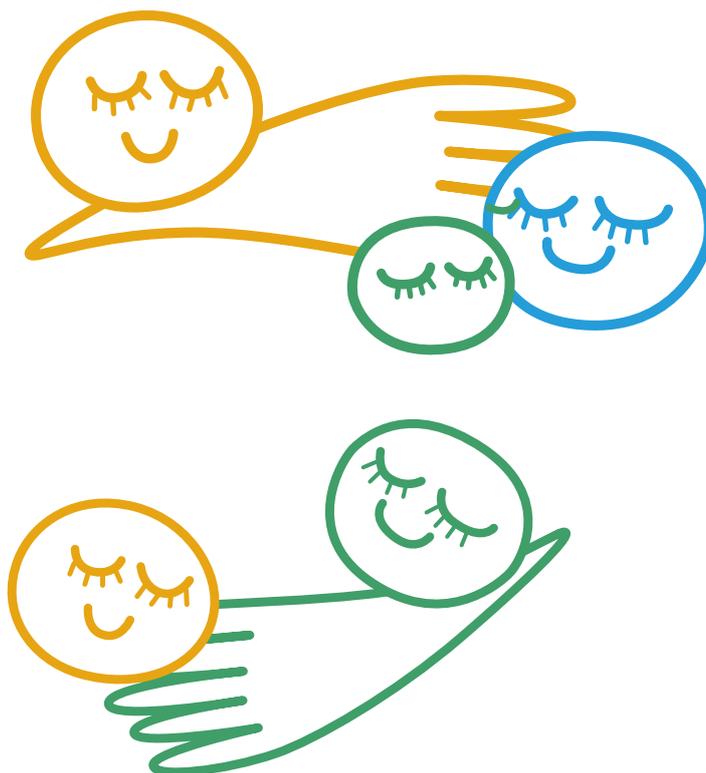
### ③高齢者・障がい者等への支援の充実

具体的施策	事業内容
生きがいづくり・社会参加支援の充実	・シルバー人材センターの支援 ・ふれあいいきいきサロン活動支援 ・老人クラブ活動の支援 ・生きがいと健康づくり推進事業の充実
在宅・施設サービスの充実	・介護保険サービスの充実 ・障害者福祉サービスの充実

※5 ワーク・ライフ・バランス  
仕事と生活の調和のこと。だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。

④生涯にわたる心とからだの健康支援の充実

具体的施策	事業内容
健（検）診体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦・乳幼児に対する健診の実施</li> <li>・各種検診（がん検診）の実施</li> </ul>
情報提供・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種教室の実施（思春期教室等の開催）</li> <li>・各種健（検）診のフォロー体制の充実</li> <li>・各種健康相談・訪問指導の充実</li> </ul>



### 基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画

★あらゆる分野における男女共同参画を推進します。

これまでの社会システムの多くは男性中心に形づくられてきました。しかし、最近では女性によって支えられ活性化する市民グループ、女性が積極的に取り組むことで活性化する地域活動、女性を中心に活動し、成功している企業等、女性の参画によって成功しているものが数多く見受けられます。男性を中心とした組織への女性の参画、逆に女性を中心とした組織への男性の参画は、新しい視点や価値観が生まれます。男女が交流しながらともに活動することで、活性化が進み、よりよい活動となることが期待されます。

今後、まちづくりや政策・方針決定の場も含め、あらゆる分野に女性の参画が進むことにより、男女それぞれの意見が反映され、ともに人として豊かに暮らすことのできる社会の仕組みを作り出すことが期待されます。

#### 重点目標1：政策・方針決定の場への男女共同参画の推進

##### 1 現状と課題

男女がともに社会をつくっていくためには、意思を反映する政策・方針決定の場に男女が対等な立場で参画することが大切です。

市の審議会等は、多様化していく市民ニーズ<sup>※6</sup>に答えられる政策課題を審議・検討し、政策の方向性を提言する重要な役割を担っています。また、企業や行政の組織において女性を管理職として登用することは、事業・施策の方針に女性の考えが反映され、多様な考えに基づいた事業・施策の展開やより幅広い視点からの組織運営につながります。

しかし、市民アンケート調査（図17）では、女性が審議会等の委員やその他の役職などの就任することは、男性より消極的です。

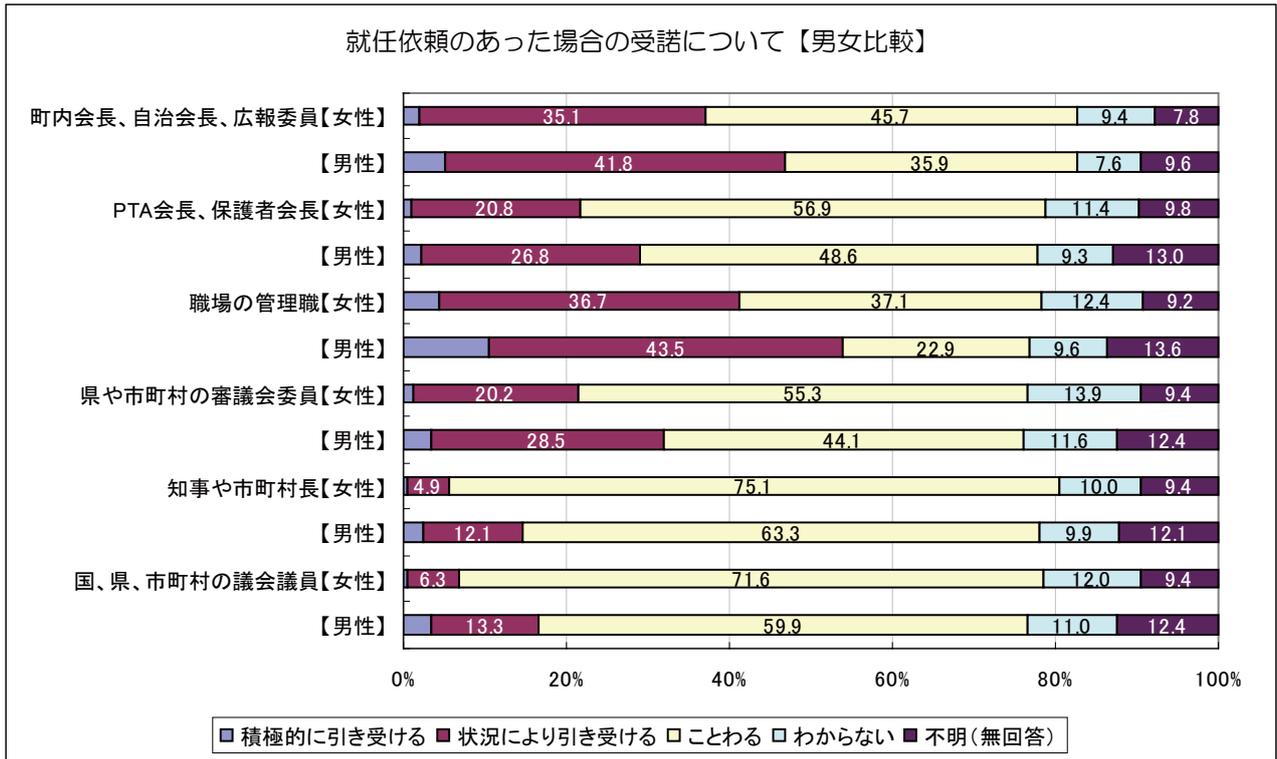
本市は、2008年（平成20年）7月に施行した「審議会等の運営に関する指針」に基づき、審議会等における女性委員の積極的な登用の推進を図っており、政策・方針決定過程への女性の参画を進めることが求められています。なお、本市の審議会等における女性委員の割合は、20.9%（平成21年4月1日現在）となっています。

また、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけたリーダーシップのとれる女性の人材が求められ、女性自身も自らの意識と能力を高め、力をつける必要があります。こうした能力を身につけるための学習機会を提供し、人材育成を図るとともに、あらゆる分野に女性の参画を推進する必要があります。

---

※6 審議会等  
政策の立案、運営にあたり専門知識を導入し、各種の意見を反映させるため、行政機関に設置される諮問のための合議制の機関で、審議会、委員会、協議会等の名称で呼ばれています。

図 17



(市民アンケート調査)

## 2 主な施策

### ①政策・方針決定の場への女性の参画促進

具体的施策	事業内容
審議会等への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会等への女性の登用率の向上</li> <li>・ 自治基本条例に基づく「審議会等の運営に関する指針」の運用・推進</li> </ul>

### ※7 ②女性のエンパワーメントの推進

具体的施策	事業内容
女性の人材育成と能力の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生涯学習や研修等による女性のエンパワーメントの推進</li> </ul>

※7 女性のエンパワーメント  
「男女共同参画社会の実現のために、女性自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと」をいいます。

## 重点目標２：家庭生活と地域社会への男女共同参画の推進

### 1 現状と課題

市民アンケート調査(図2)から、町内会や自治会等の地域活動においては、日々の活動は女性が担っているにもかかわらず、慣習などにより組織のリーダーは男性であることが多く、実質の活動は女性が行い、意思決定の場は男性が行っているという状況がうかがえます。男女共同参画社会づくりを進めていくためには、家庭や地域社会において固定的な役割分担意識を改めなければなりません。

地域で支え合うことの必要性が高まる中、ボランティア活動などの地域活動においては、多くは女性が活動の主体となっていますが、一人ひとりが暮らしやすい地域をつくるために、男性・女性ともに地域社会に参画する必要があります。

### 2 主な施策

#### ①家庭生活への男女共同参画の推進

具体的施策	事業内容
家庭におけるパートナーシップの促進	・男女がともに平等な立場で家事、育児、介護等に係わる認識を高める各種講習会の開催
家庭における男女共同参画のための啓発	・男女がともに分担し合う意識の高揚を図る講座の開催や研修会の実施 ・男性向け講座(男性料理教室など)の開催による生活技術の取得の支援

#### ②地域活動への男女共同参画の推進

具体的施策	事業内容
多様な活動への男女の参画促進	・自治会をはじめとするさまざまな地域活動への参加促進

### 重点目標3：様々な分野への男女共同参画の推進

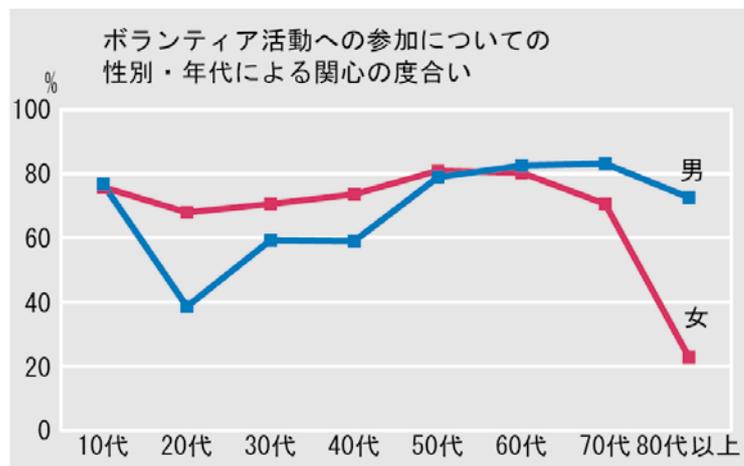
#### 1 現状と課題

活力ある地域社会を築いていくためには、そこに暮らす男女が地域活動に対して、積極的に参画していく必要があります。まちづくりや防災・災害復興など生活に身近な分野において、様々な視点や発想を活かし、活動することにより、安心・安全で活力あるまちづくりが進められます。

ボランティア活動に関する市民意識調査（平成17年実施）（図18、19、20）では、ボランティア活動への参加に高い関心を持ち、住みよいまちづくりや環境の保全活動、災害時の救援活動などの活動に参加の意欲が見られました。

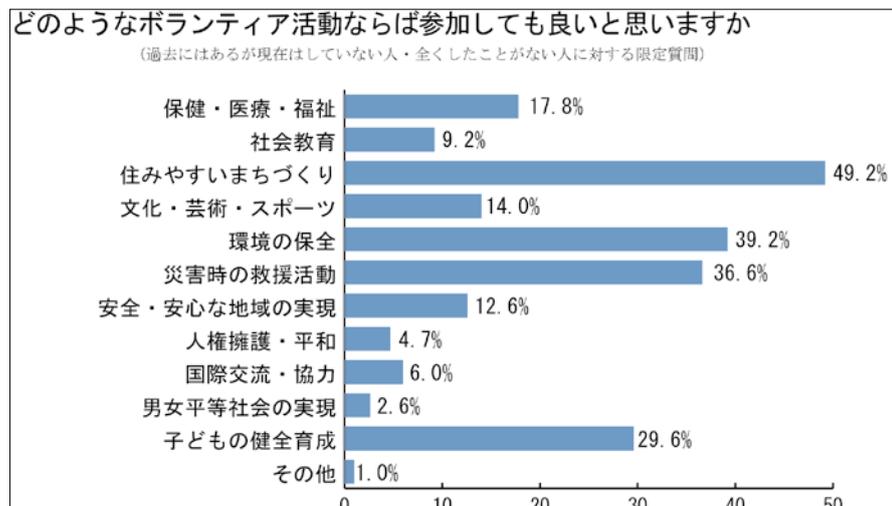
今後、男女ともに多様な能力を活かせるよう、まちづくりなど様々な分野への参画を進めていく必要があります。

図18



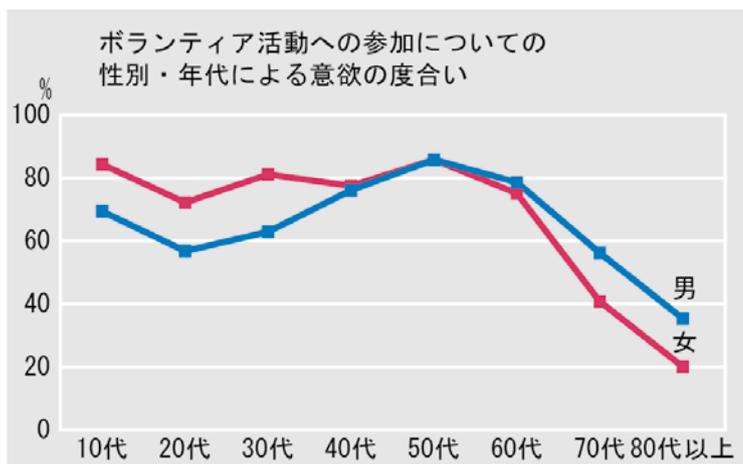
ボランティア活動に関する市民意識調査

図19



ボランティア活動に関する市民意識調査

図 20

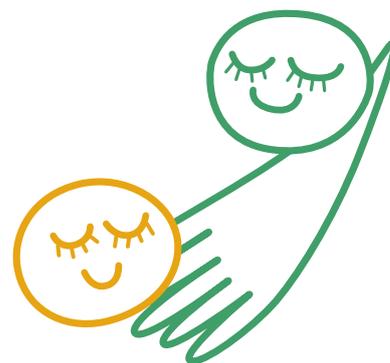


ボランティア活動に関する市民意識調査

## 2 主な施策

### ①防災・まちづくりへの男女共同参画の推進

具体的施策	事業内容
男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	・地域防災組織への支援
地域における防災力の向上	・男女がともに地域防災の担い手となれる体制づくりの支援
まちづくりにおける男女共同参画の推進	・自治基本条例の運用・推進



## IV 計画の推進体制

---

---

### 推進体制の整備

男女共同参画社会を形成に向かって、広範多岐にわたる関連施策を総合的かつ効果的に推進するためには、市民や各種団体、企業、関係行政機関はもとより、市の関係各課が連携を密にして推進する必要があります。

1. 庁内推進体制の整備・充実  
庁内の推進体制を整備・充実し、関係各課との連携
2. 市民、各種団体、企業との連携  
男女共同参画施策の推進に向けて、市民や各種団体、企業との連携
3. 国・県・関係機関との連携  
男女共同参画施策の推進に向けて、国・県や他自治体等との連携

## 参考資料

### 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

平成 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議 (第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、

社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する

要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係

各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必

要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄  
（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、  
平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各  
号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す  
る。

（以下略）

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成19年7月11日法律第113号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等  
(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の

ための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が

配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴

力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又

は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（1）命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

（2）命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に

対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

（1）面会を要求すること。

（2）その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

（3）著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

（4）電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

（5）緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

（6）汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

（7）その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

（8）その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所に

において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する

暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

(1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

(2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニ

までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合につ

いて準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第十条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」

とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏

まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に

要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人

相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成16年法律第64号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

# 愛媛県男女共同参画推進条例

平成14年3月26日

条例第10号

改正平成16年12月24日条例第47号

愛媛県男女共同参画推進条例を次のように公布する。

愛媛県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第16条）

第3章 男女共同参画を推進するための体制（第17条—第23条）

第4章 苦情等の処理（第24条・第25条）

第5章 愛媛県男女共同参画会議（第26条）

第6章 雑則（第27条）

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動して、男女平等の実現に向けて法制度の整備を中心とした各種の取組がなされてきた。

愛媛県においても、国際社会や国内の動向を踏まえつつ、女性の地位向上と社会参加の促進に向けた様々な取組が進められてきたが、性別による固定的及び差別的な役割分担意識やそれに基づく慣行は、依然として社会に根強く残っており、性に起因する暴力や不利益な取扱いなど男女平等の実現を阻む多くの課題が各分野に存在している。

一方、少子高齢化の急速な進展などの社会環境の大きな変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題となっている。

このため、男女の人権が共に尊重される社会づくりを基礎として、性別による役割分担意識の解消を

図り、併せてそれに基づく社会慣行を是正するとともに、政策又は方針の決定過程に共同して参画する機会の拡大や家庭生活における活動とその他の活動との両立の支援などの取組を総合的かつ計画的に進めていく必要がある。

このような現状にかんがみ、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、農林水産業の従事者が多いことなどの愛媛県の地域特性に配慮しつつ、県民、事業者、市町及び国との連携と協働の下に、男女共同参画社会の早期の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（3）セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反する性的な言動をとることにより当該者の生活、教育、就業等における環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

（4）ドメスティック・バイオレンス 夫婦間、恋愛関係にある男女間その他親密な関係にある男女間で行われる暴力的行為（身体的な苦痛又は著しい

精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責務を円滑に果たし、かつ、当該活動と家庭以外の職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、経済活動の分野において、男女が均等な就業環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画は、学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれることを旨として、推進されなければならない。

7 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。

8 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、広く世界に向けた視野に立って推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町及び国と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職域における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる就業環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスを始めとする男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

4 県は、前3項の規定に違反する行為による被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うものとする。

(情報の公表に際しての留意)

第8条 何人も、情報を公表するに当たっては、性別による差別若しくは固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

2 何人も、不特定多数の者に表示する情報において過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (基本計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、愛媛県男女共同参画会議に諮問するものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

第10条 県は、県民、事業者及び市町が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。

2 県は、審議会等の附属機関その他これに準ずるものの構成員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置を講ずることにより男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。

(農林水産業等の分野における環境整備)

第11条 県は、農林水産業及び自営の商工業等の分野において、男女が主体的に能力を十分に発揮し、対等な構成員として経営その他方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、家庭、職域及び地域における性別による固定的な役割分担意識の解消その他の必要な環境整備を行うものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

(広報活動及び教育分野における措置)

第13条 県は、広報活動等の充実により、男女共同参画に関する県民及び事業者その他の民間の団体(以下「県民等」という。)の関心と理解を深めるよう努めるとともに、学校教育及び社会教育の分野において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 県は、男女共同参画社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を明らかにした報告書を作成し、及び公表するも

のとする。

### 第3章 男女共同参画を推進するための体制

(財政上の措置等)

第17条 県は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(総合的な拠点施設の設置)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民等及び市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(県と市町との協働)

第19条 県は、市町が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町に対し、県と協働して男女共同参画の推進に関する施策を実施すること及び県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

(事業者からの報告等)

第20条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認める場合は、事業者に対し、男女共同参画の状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況その他の事項を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずることができる。

(県民等からの意見の申出)

第21条 県民等は、男女共同参画の推進に必要な事項に関し、知事に対し、意見を申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けた場合において、必

要があると認めるときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進週間)

第22条 男女共同参画の推進について、県民等の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進週間を設ける。

2 男女共同参画推進週間は、6月17日から23日までとする。

(推進体制の整備)

第23条 第17条から前条までに定めるもののほか、県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

### 第4章 苦情等の処理

(愛媛県男女共同参画推進委員)

第24条 県民等からの次条第1項の申出を適切かつ迅速に処理するため、愛媛県男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

2 推進委員の数は、3人以内とする。

3 推進委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 知事は、推進委員が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して罷免することができない。

(1) 心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他推進委員たるに適しない非行があると認めるとき。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、推進委員に関し必要な事項は、知事が定める。

(苦情及び人権侵害の申出)

第25条 県民等は、次に掲げる場合には、推進委員にその旨及び改善すべきとする事項を申し出ることができる。

(1) 県が実施する男女共同参画の推進に関する

施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策（以下「県の施策」という。）について苦情がある場合

（2） 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害が生じた場合

2 推進委員は、前項の申出があった場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務を行う。

（1） 前項第1号に掲げる場合における申出があったとき、必要に応じて、県の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うこと。

（2） 前項第2号に掲げる場合における申出があったとき、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うこと。

3 前項第1号の勧告等を受けた機関は、当該勧告等に適切かつ迅速に対応するとともに、その状況を速やかに推進委員に報告するものとする。

4 推進委員は、第2項第2号の助言、是正の要望等を行った関係者に対し、当該助言、是正の要望等への対応の状況について報告を求めることができる。

5 推進委員は、第2項に規定する事務の処理の状況及び前2項の規定により報告を受けた対応の状況について、必要に応じて関係する県の機関その他の機関に通知するとともに、個人に関する情報の保護に十分配慮した上で、公表するものとする。

## 第5章 愛媛県男女共同参画会議

第26条 男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事務を行わせるため、愛媛県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

（1） 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議すること。

（2） 男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況について、必要に応じて、調査し、及び知事に意見を述べること。

2 参画会議は、委員21人以内で組織する。

3 委員は、男女共同参画の推進に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

4 第24条第4項の規定は、委員について準用する。

5 第2項から前項までに定めるもののほか、参画会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 第6章 雑則

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成16年12月24日条例第47号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。（後略）

# 四国中央市男女共同参画計画検討委員会 要綱

平成 21 年 3 月 9 日  
告示第 25 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の実現を目指し、四国中央市男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するため、四国中央市男女共同参画計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、計画の策定に関する事項を所掌する。

(組織)

第 3 条 委員会は、10 人以内で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定があった日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、

又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 四国中央市男女共同参画計画検討委員会 委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属等
会 長	宮崎 節夫	学識経験者
副会長	園尾 和季	四国中央人権擁護委員協議会
委 員	井川 和子	J A うま 女性部
委 員	加地 令子	四国中央市国際交流協会
委 員	篠原 正博	四国中央商工会議所
委 員	鈴木千代子	四国中央市連合婦人会
委 員	高橋喜美子	緑ヶ丘幼稚園
委 員	高橋壽々子	四国中央市民生児童委員協議会
委 員	高原 茂	特定非営利活動法人 にっこりーの
委 員	星川 将一	(社) 法皇青年会議所

(会長、副会長を除く委員は五十音順)

「四国中央市男女共同参画に関するアンケート」結果集計票（単位：%）

（調査方法） ①調査地域：四国中央市全域 ②調査対象：市内在住の20歳以上の男女2,000人、  
③抽出方法：住民基本台帳による無作為抽出 ④調査方法：郵便及び職員により  
配布、返信用封筒にて回収 ⑤調査期間：平成20年10月9日～10月30日

（回収結果）

	回答数	比率
男性	354	41.90%
女性	490	58.10%
合計	844	100%

（性別不明：15）

【問6】あなたは、家庭生活で、ア～サについてどの程度行っていますか。

ア 掃除

	男性	女性	全体
いつもしている	10.2	60.6	39.5
ときどきする	44.6	32.3	37.4
ほとんどしない	28.3	4.3	14.3
まったくしない	13.8	1.8	6.9
不明	3.1	1	1.9

キ 家計の管理

	男性	女性	全体
いつもしている	15.5	70.4	47.4
ときどきする	15.3	11	12.8
ほとんどしない	22.3	6.1	12.9
まったくしない	41.8	10.8	23.8
不明	5.1	1.6	3.1

イ 洗濯

	男性	女性	全体
いつもしている	13.3	81.6	53
ときどきする	21.2	12	15.9
ほとんどしない	27.1	3.5	13.4
まったくしない	34.2	2.2	15.6
不明	4.2	0.6	2.1

ク 町内会や自治会等の地域活動

	男性	女性	全体
いつもしている	20.3	33.1	27.7
ときどきする	31.9	30.6	31.2
ほとんどしない	20.9	17.6	19
まったくしない	23.2	16.7	19.4
不明	3.7	2	2.7

ウ 食事の支度

	男性	女性	全体
いつもしている	8.8	83.1	51.9
ときどきする	24.6	8.6	15.3
ほとんどしない	29.9	4.9	15.4
まったくしない	32.5	2.4	15
不明	4.2	1	2.4

ケ 子どもの世話

	男性	女性	全体
いつもしている	9.9	38	26.2
ときどきする	17.8	9.2	12.8
ほとんどしない	10.7	3.5	6.5
まったくしない	9.9	4.5	6.8
該当なし	44.9	39.6	41.8
不明	6.8	5.3	5.9

エ 食事の片付け

	男性	女性	全体
いつもしている	8.8	83.1	54.4
ときどきする	24.6	8.6	21.5
ほとんどしない	29.9	4.9	11.6
まったくしない	32.5	2.4	10.4
不明	4.2	1	2.1

コ 授業参観やPTA活動への参加

	男性	女性	全体
いつもしている	3.4	19.4	12.7
ときどきする	13.6	7.1	9.8
ほとんどしない	7.9	5.3	6.4
まったくしない	13.6	6.9	9.7
該当なし	53.4	53.7	53.6
不明	8.2	7.6	7.8

オ ゴミ出し

	男性	女性	全体
いつもしている	33.6	60	48.9
ときどきする	27.7	18.8	22.5
ほとんどしない	14.7	11.8	13
まったくしない	20.3	6.9	12.6
不明	3.7	2.4	3

カ 家族の介護

	男性	女性	全体
いつもしている	4.5	11.4	8.5
ときどきする	11.3	7.6	9.1
ほとんどしない	6.5	4.1	5.1
まったくしない	10.5	6.7	8.3
該当なし	61.3	64.1	63
不明	5.9	6.1	6

ク 日常の買い物

	男性	女性	全体
いつもしている	15.8	66.3	45.1
ときどきする	40.4	24.5	31.2
ほとんどしない	22.9	4.5	12.2
まったくしない	18.6	2.9	9.5
不明	2.3	1.8	2

【問7】あなたは、家庭生活上、ア～サについてだれが分担するのが望ましいと思いますか。

ア 掃除

	男性	女性	全体
男性	2.5	0.8	1.5
女性	28.6	27.8	28
男性・女性の両方	64.1	66.3	65.4
不明	4.8	5.1	5

キ 家計の管理

	男性	女性	全体
男性	4.2	2	3
女性	48	49.2	48.7
男性・女性の両方	40.7	43.7	42.4
不明	7.1	5.1	5.9

イ 洗濯

	男性	女性	全体
男性	1.4	0.4	0.8
女性	49.2	49.8	49.5
男性・女性の両方	43.5	44.5	44.1
不明	5.9	5.3	5.6

ク 町内会や自治会等の地域活動

	男性	女性	全体
男性	14.1	9.2	11.3
女性	8.5	2.2	4.9
男性・女性の両方	69.5	82.5	77
不明	7.9	6.1	6.9

ウ 食事の支度

	男性	女性	全体
男性	1.1	0.6	0.8
女性	54.8	48.8	51.3
男性・女性の両方	38.4	45.5	42.5
不明	5.7	5.1	5.3

ケ 子どもの世話

	男性	女性	全体
男性	0.6	0.2	0.4
女性	10.7	8.6	9.5
男性・女性の両方	76	81.4	79.1
不明	12.7	9.8	11

エ 食事の片付け

	男性	女性	全体
男性	3.1	1.2	2
女性	30.5	35.3	33.3
男性・女性の両方	60.7	57.4	58.8
不明	5.7	6.1	5.9

コ 授業参観やPTA活動への参加

	男性	女性	全体
男性	0.9	1	0.4
女性	13	6.7	9.5
男性・女性の両方	72	82.3	79.1
不明	14.1	10	11

オ ゴミ出し

	男性	女性	全体
男性	23.5	12.9	17.3
女性	14.7	11.6	12.9
男性・女性の両方	57.3	70.4	64.9
不明	4.5	5.1	4.9

カ 家族の介護

	男性	女性	全体
男性	2.5	0.2	1.2
女性	8.2	6.9	7.5
男性・女性の両方	78.8	85.1	82.5
不明	10.5	7.8	8.9

ク 日常の買い物

	男性	女性	全体
男性	2.3	1.2	1.7
女性	38.4	46.6	43.1
男性・女性の両方	53.7	46.1	49.3
不明	5.6	6.1	5.9

【問8】あなたは、子どもに対して、男の子と女の子の場合それぞれについて、どの程度の教育を受けさせたいと思いますか。(対象となる子どもがいない方もお答えください)

ア 男の子の場合

	男性	女性	全体
義務教育まで	0	0	0
高校まで	5.4	4.9	5.1
専門学校まで	2.6	2.2	2.4
短大専門学校まで	2.8	1.9	2.3
四年制大学まで	39.5	38.6	39
大学院まで	4.5	2.2	3.2
子ども次第	38.7	43.7	41.6
その他わからない	2	1.2	1.5
不明	4.5	5.3	5

イ 女の子の場合

	男性	女性	全体
義務教育まで	0	0	0
高校まで	7.6	6.1	6.8
専門学校まで	2.6	2.7	2.6
短大専門学校まで	12.4	14.9	13.9
四年制大学まで	28.3	21.6	24.4
大学院まで	0.8	0.4	0.6
子ども次第	39.8	46.1	43.5
その他わからない	2.6	1.4	1.9
不明	5.9	6.8	6.4

【問9】 近年、「少子化」がすすんでいます。原因は何であると思いますか。  
あなたのお考えに近いものを選んでください。(○は3つまで)

	男性	女性
1. 出産・育児には女性に肉体的・心理的に負担が大きいから	15.8	19
2. 女性の結婚年齢があがったから	19.5	25.3
3. 子育てのための経済的な負担が大きいから	63.3	57.7
4. 仕事と育児を両立させるため、多くの子どもを産めないから	48.3	46
5. 子育てを支援するサービス(保育所・児童クラブ等)が不十分だから	19.2	18.6
6. 配偶者の育児に対する協力が少ないから	2.8	7.1
7. 育児に対しての不安を持つ人や自信がない人が多いから	11	9
8. 子どもをとりまく社会環境に不安があるから	8.5	16.9
9. 生き方が多様化し、結婚・子育ての生活を選ばない人が増えたから	55.4	49.8
10. 雇用の不安など、将来の暮らしに希望が持てないから	20.3	20.6
11. その他	1.7	1.8
12. わからない	3.1	2

【問10】 あなたは、ア～キについて男女の地位は平等になっていると思いますか。

ア 家庭の中で

	男性	女性	全体
男性の方が優遇されている	13.8	20.4	17.7
どちらかといえば男性の方が優遇されている	40.1	46.1	43.6
平等になっている	27.4	19.6	22.9
どちらかといえば女性の方が優遇されている	5.1	3.7	4.3
女性の方が優遇されている	2	1	1.4
わからない	5.9	4.7	5.2
不明(無回答)	5.7	4.5	5

エ 社会通念で(慣習・しきたり)

	男性	女性	全体
男性の方が優遇されている	16.1	31.8	25.2
どちらかといえば男性の方が優遇されている	52	44.9	47.9
平等になっている	14.4	7.4	10.3
どちらかといえば女性の方が優遇されている	1.4	0.4	0.8
女性の方が優遇されている	0.3	0.2	0.2
わからない	9.3	9.8	9.6
不明(無回答)	6.5	5.5	5.9

イ 職場の中で

	男性	女性	全体
男性の方が優遇されている	21.8	30.4	26.8
どちらかといえば男性の方が優遇されている	42.9	36.9	39.5
平等になっている	17	9.8	12.8
どちらかといえば女性の方が優遇されている	1.7	1.4	1.5
女性の方が優遇されている	0.8	0.8	0.8
わからない	7.9	13.3	11
不明(無回答)	7.9	7.4	7.6

オ 法律や制度の上で

	男性	女性	全体
男性の方が優遇されている	4	13.3	9.4
どちらかといえば男性の方が優遇されている	26.6	30.2	28.7
平等になっている	46.3	27.6	35.4
どちらかといえば女性の方が優遇されている	4.5	2	3.1
女性の方が優遇されている	0.6	0.8	0.7
わからない	12.1	20.2	16.8
不明(無回答)	5.9	5.9	5.9

ウ 地域社会の中で

	男性	女性	全体
男性の方が優遇されている	10.7	20.8	16.6
どちらかといえば男性の方が優遇されている	44.4	46.7	45.7
平等になっている	26.3	11	17.4
どちらかといえば女性の方が優遇されている	3.1	2.9	3
女性の方が優遇されている	0.8	0.4	0.6
わからない	7.9	10.8	9.6
不明(無回答)	6.8	7.4	7.1

カ 政治の分野で

	男性	女性	全体
男性の方が優遇されている	11.9	23.3	18.5
どちらかといえば男性の方が優遇されている	39	40	39.6
平等になっている	30.2	13.5	20.5
どちらかといえば女性の方が優遇されている	0	0.4	0.2
女性の方が優遇されている	1.1	0.4	0.7
わからない	11	16.5	14.2
不明(無回答)	6.8	5.9	6.3

キ 学校教育の分野で

	男性	女性	全体
男性の方が優遇されている	2.5	5.1	4
どちらかといえば男性の方が優遇されている	14.1	18	16.4
平等になっている	61.6	47.6	53.4
どちらかといえば女性の方が優遇されている	2.3	1.6	1.9
女性の方が優遇されている	0	0.6	0.4
わからない	12.4	21.2	17.5
不明(無回答)	7.1	5.9	6.4

【問11】 育児休業・介護休業制度を利用する上で、障害となることについて、どのようなことだと思いますか。あなたのお考えに近いものを選んでください。(男性・女性ともお答えください)(○は3つまで)

	男性	女性	全体
1. 代替要員の確保が難しい	40.7	29	33.9
2. 他の同僚に負担が増える	48	48.2	48.1
3. 昇任・昇格などに不利になる	17.6	14.1	15.5
4. 復帰後の職場や仕事の変化に対応することが難しい	34.2	45.7	40.9
5. 職場内の理解が十分でない	39.5	37.8	38.5
6. 経済的に厳しくなる	41.5	42.4	42.1
7. 自分が子育てや介護に参加することに対して心理的抵抗がある	8.5	6.9	7.6
8. 支障となることは特にならない	1.7	1.4	1.5
9. わからない	5.6	5.3	5.5
10.その他	1.1	1.4	1.3

【問12】 行政や企業、社会的活動などの方針決定への女性参画を図る上で、どのようなことが大切だと思いますか。(男性・女性ともお答えください)(○は3つまで)

	男性	女性	全体
1. 女性議員を増やすこと	21.2	19.2	20
2. 女性団体が積極的に活動すること	20.6	23.1	22
3. 国・県・市町村など行政の審議会などに女性を増やすこと	38.4	30.2	33.6
4. 企業・官公庁で女性管理職を登用すること	24	22.9	23.3
5. 職場で男女平等の取組みを進めること	40.4	45.5	43.4
6. 男女平等のための法律や制度を拡充すること	33.9	41.2	38.2
7. 自治会や地域の諸団体の長・役員に女性を増やすこと	23.4	11.2	16.4
8. その他	4	4.1	4
9. わからない	15.8	15.7	15.8

【問13】 もし、あなたがア～カのような役職への就任等に依頼されるなどの機会があれば、どうしますか。

ア 町内会長、自治会長、広報委員

	男性	女性	全体
積極的に引き受ける	5.1	2	3.3
状況により引き受ける	41.8	35.1	37.9
ことわる	35.9	45.7	41.6
わからない	7.6	9.4	8.6
不明(無回答)	9.6	7.8	8.5

イ PTA会長、保護者会長

	男性	女性	全体
積極的に引き受ける	2.3	1	1.5
状況により引き受ける	26.8	20.8	23.4
ことわる	48.6	56.9	53.4
わからない	9.3	11.4	10.6
不明(無回答)	13	9.8	11.1

ウ 職場の管理職

	男性	女性	全体
積極的に引き受ける	10.5	4.5	7
状況により引き受ける	43.5	36.7	39.6
ことわる	22.9	37.1	31.2
わからない	9.6	12.4	11.3
不明(無回答)	13.6	9.2	11

オ 知事や市町村長

	男性	女性	全体
積極的に引き受ける	2.5	0.6	1.4
状況により引き受ける	12.1	4.9	7.9
ことわる	63.3	75.1	70.1
わからない	9.9	10	10
不明(無回答)	12.1	9.4	10.6

エ 県や市町村の審議会委員

	男性	女性	全体
積極的に引き受ける	3.4	1.2	2.1
状況により引き受ける	28.5	20.2	23.7
ことわる	44.1	55.3	50.6
わからない	11.6	13.9	12.9
不明(無回答)	12.4	9.4	10.7

カ 国、県、市町村の議会議員

	男性	女性	全体
積極的に引き受ける	3.4	0.6	1.8
状況により引き受ける	13.3	6.3	9.2
ことわる	59.9	71.6	66.7
わからない	11	12	11.6
不明(無回答)	12.4	9.4	10.7

【問14】 女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてですか。(○は3つまで)

	男性	女性	全体
1 男女の固定的な役割分担意識	47.2	47.8	47.5
2 昇格・昇進の格差など職場における男女の待遇の違い	44.6	50	47.7
3 女性ということでの意見を無視する行為	29.1	32	30.8
4 夫や恋人からの暴力	11.6	13.3	12.6
5 セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)	22.3	24.5	23.6
6 ストーカー行為	9.6	5.9	7.5
7 売春、買春、援助交際	14.1	15.1	14.7
8 ビデオ、雑誌等における女性のヌード写真や映像の商品化	14.1	15.7	15
9 女性の容姿を競うコンテスト	6.2	6.3	6.3
10.その他	1.1	0.6	0.8
11.特になし	10.2	5.7	7.6

【問15】 これから女性の人権を守るために、どうしたらよいと思いますか。(○は3つまで)

	男性	女性	全体
1 法律・制度の制定や見直しを行う	28.2	26.7	27.4
2 固定化された男女の差別意識を変えるためのはたらきかけを行う	39	40.6	39.9
3 各種審議会や管理職など、意思・方針決定への女性の進出を促進する	30.8	19.2	24.1
4 男女平等や性についての教育を充実する	24.1	25.7	25.1
5 女性の人権侵害に対する相談窓口を充実する	16.1	15.3	15.6
6 男女がともに、家庭と仕事を両立できる支援策を充実する	52.3	60.8	57.2
7 保護が必要な女性のための支援体制を充実する	21.2	24.1	22.7
8 その他	2.3	0.6	1.3
9 特に対策の必要はない	5.4	4.7	5

【問16】 これまでにア～コのような行為を、配偶者や恋人などからうけたり、あるいは配偶者や恋人などに  
行ったことがありますか。

ア 命の危険を感じるくらいの暴力

	男性	女性	全体
自分がしたことがある	0.6	0	0.2
相手からされたことがある	0.6	2.7	1.8
したこともされたこともある	1.7	0.8	1.2
どちらもない	88.7	88.4	88.5
不明(無回答)	8.5	8.2	8.3

カ 何を言っても無視し続ける

	男性	女性	全体
自分がしたことがある	4	3.1	3.4
相手からされたことがある	2.8	5.7	4.5
したこともされたこともある	6.8	3.5	4.9
どちらもない	76.6	79	78
不明(無回答)	9.9	8.8	9.2

イ 医師の治療が必要となる程度の暴力

	男性	女性	全体
自分がしたことがある	1.4	0.2	0.7
相手からされたことがある	0.3	2.2	1.4
したこともされたこともある	1.7	1.4	1.5
どちらもない	87.9	88.6	88.3
不明(無回答)	8.8	7.6	8.1

キ 交友関係や電話を細かく監視する

	男性	女性	全体
自分がしたことがある	0.8	0.8	0.8
相手からされたことがある	3.4	3.7	3.6
したこともされたこともある	2.3	2.4	2.4
どちらもない	83.1	84.7	84
不明(無回答)	10.5	8.4	9.2

ウ 医師の治療が必要とされない程度の暴力

	男性	女性	全体
自分がしたことがある	4.2	0	1.8
相手からされたことがある	1.4	8.6	5.6
したこともされたこともある	4.2	2.4	3.2
どちらもない	81.1	81.4	81.2
不明(無回答)	9	7.6	8.2

ク 大声で怒鳴る

	男性	女性	全体
自分がしたことがある	18.4	2.9	9.4
相手からされたことがある	2.8	17.1	11.1
したこともされたこともある	13.6	10.2	11.6
どちらもない	56.2	62.9	60.1
不明(無回答)	9	6.9	7.8

エ 嫌がっているのに性的な行為を強要

	男性	女性	全体
自分がしたことがある	5.4	0	2.3
相手からされたことがある	0.3	7.6	4.4
したこともされたこともある	2	1.6	1.8
どちらもない	83.1	82.4	82.7
不明(無回答)	9.3	8.4	8.8

ケ 「誰のおかげで生活できているんだ」とか「かいしようなし」など言う

	男性	女性	全体
自分がしたことがある	3.7	0.8	2
相手からされたことがある	1.4	8.6	5.6
したこともされたこともある	4.8	3.7	4.1
どちらもない	80.5	78.8	79.5
不明(無回答)	9.6	8.2	8.8

オ 見たくないのに、ポルノビデオ・雑誌をみせる

	男性	女性	全体
自分がしたことがある	1.4	0	0.6
相手からされたことがある	0.6	2.2	1.5
したこともされたこともある	4.8	2.2	3.3
どちらもない	83.6	87.3	85.8
不明(無回答)	9.6	8.2	8.8

コ 生活費を渡さない

	男性	女性	全体
自分がしたことがある	1.4	0.2	0.7
相手からされたことがある	0.6	4.9	3.1
したこともされたこともある	1.7	1.2	1.4
どちらもない	85.9	85.3	85.6
不明(無回答)	10.5	8.4	9.2

【問17-1】 これまでに、だれ(どこ)かにうちあげたり、相談したりしましたか。(問16で「相手からされたことがある」「したこともされたこともあるある」に一つでも○をつけた方)

	男性	女性	全体
1.相談した	13.8	32	25.8
2.相談しなかった	86.2	68	74.2

【問17-2】 だれ(どこ)に 相談しましたか。(複数回答)

	男性	女性
1 警察	18.1	4.1
2 公的機関	0	6.1
3 民間の機関	0	0
4 医療関係者(医師・看護師等)	0	4.1
5 家族・親族	54.5	77.6
6 友人・知人	45.5	49
7 学校関係者(教員・養護教員等)	0	0
8. その他	9.1	2

【問17-2】 相談しなかった、できなかった理由は何ですか。(複数回答)

	男性	女性
1 相談したことがわかると仕返しをされると思ったから	1.4	1.9
2. 人に知られなくなかった	17.4	18.3
3. 相談しても無駄だと思ったから	15.9	23.1
4. 相談先がわからなかったから	2.9	4.8
5. 相談することによって自分が不快な思いをすと思ったから	7.2	7.7
6. 自分さえ我慢すれば、何とかやっていたらと思ったから	29	26
7. 世間体が悪いから	7.2	11.5
8. 他人を巻き込みたくなかったから	8.7	9.6
9. 被害を受けたことを忘れたかったから	1.4	1
10.自分にも悪いところがあると思ったから	46.4	29.8
11.相談するほどのことではないと思ったから	65.2	56.7
12.その他	2.9	9.6

【問18】 あなたは、次の言葉をご存知ですか。

ア 男女共同参画社会

	男性	女性	全体
よく知っている	16.1	14.3	15.1
名前くらいは聞いたことがある	45.2	41.6	43.1
知らない	31.4	37.3	34.7
不明	7.3	6.9	7.1

ウ ポジティブ・アクション (積極的改善措置)

	男性	女性	全体
よく知っている	2	4.3	3.3
名前くらいは聞いたことがある	26	26.5	26.3
知らない	64.1	62	62.9
不明	7.9	7.1	7.5

イ 男女共同参画社会基本法

	男性	女性	全体
よく知っている	5.7	5.1	5.3
名前くらいは聞いたことがある	28.8	31.6	30.5
知らない	57.6	56.5	57
不明	7.9	6.7	7.2

エ 配偶者暴力相談支援センター

	男性	女性	全体
よく知っている	7.3	10	8.9
名前くらいは聞いたことがある	41	47.8	44.9
知らない	44.1	35.5	39.1
不明	7.6	6.7	7.1

オ ドメスティック・バイオレンス(DV)

	男性	女性	全体
よく知っている	38.4	44.1	41.7
名前くらいは聞いたことがある	39	36.7	37.7
知らない	14.1	13.3	13.6
不明	8.5	5.9	7

カ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

	男性	女性	全体
よく知っている	6.5	8	7.3
名前くらいは聞いたことがある	32.5	31	31.6
知らない	53.4	53.9	53.7
不明	7.6	7.1	7.3

【問19】 あなたは、男女共同参画社会を進めるためには、市では今後どのようなことに力をいれたらよいと思いますか。(〇は3つまで)

	男性	女性	全体
1. 男女共同参画についての情報提供を充実する	35.3	32.7	33.8
2. あらゆる分野での女性の積極登用をすすめるようPR	20.1	9.4	13.9
3. 子育て支援のサービスを充実する	48.6	52.4	50.8
4. 学校などにおける男女平等教育を充実させる	16.9	18.6	17.9
5. 職場における男女の均等な取り扱いに関して企業等へ働きかける	26.3	22.7	24.2
6. 地域で男女平等をすすめる生涯学習の場や機会を増やす	11.6	12	11.8
7. 高齢者や障がい者に対する介護サービスを充実する	36.4	49	38.5
8. 女性の就労の機会が増えるよう、情報の提供や職業訓練の機会を提供する	13	22	19.1
9. DV(配偶者や恋人などからの暴力)根絶・防止に向けた取り組みを強化する	11	5.5	7.8
10.DV被害者のための一時保護施設を設置する	7.1	7.1	7.1
11.各分野でリーダーシップが発揮できる女性リーダーを育成する	12.4	14.1	13.4
12.その他	1.1	1.8	1.5

## 四国中央市男女共同参画計画

平成 22 年 3 月

四国中央市 総務企画部 企画課

〒 799-0497

四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号

TEL 0896-28-6005 FAX 0896-28-6056

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp>